

官報

号外

昭和二十七年四月三日

○第十三回 衆議院會議録第二十九号

昭和二十七年四月三日(木曜日)

議事日程 第二十八号

午後一時開議

職傷病者職没者遺族等援護法案

(内閣提出)

午後三時三十分開議

○副議長(岩本信行君) これより會議を開きます。

第一 十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田鐵藏君外十一名提出)

第二 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第三 教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田鐵藏君外十一名提出)

日程第二 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第三 教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣提出)

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案(坂本實君外四十六名提出)

ユネスコ活動に関する法律案(内閣提出)
地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十七年四月三日 衆議院會議録第二十九号 十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

第一 十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田鐵藏君外十一名提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第一、十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員松田鐵藏君。

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

(一)の法律の目的

第一條 この法律は、漁業者又は水産業協同組合が昭和二十七年三月の十勝沖地震によつてその所有する漁船、漁具、水産動物の養殖施設又は政令で定める漁業共同利用施設(以下「漁業施設」という。)について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二條 政府は、農林中央金庫その他の政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)が十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合でその者につきその漁業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をするものによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、六億圓を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)

第三條 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過し、なお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前條第一項の規定による契約に基づいて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同條同項の融資(以下「融資」という。)の総額の百分の三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四條 第二條第一項の規定による契約に基づいて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に對し年四分の割合で計算した金額とする。

(利率)

第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員又は組合員に對してする貸付)

第六條 水産業協同組合がその組合員又は組合員の漁業施設の復旧のために融資機関から融資を受けた資金をその組合員又は組合員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七條 融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基づいてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使

昭和二十五年三月三十一日
第三號郵便物第二十一号

昭和二十七年四月三日、衆議院會議第二十九号、警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該隊員について損失補償を受けるに相対し、この法律の規定により政府が受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

【法令等の違反に対する措置】

第八條 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補給すべき損失の全部若しくは一部について補給をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

【施行規定】

第九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して十箇月を超えない範囲内において、十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法案（松田鐵藏君外十一名提出）に關する報告書（最終号の附録に掲載）

【松田鐵藏君等】

○松田鐵藏君 たいまつ議題となりました。十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法案につき、提案理由と、その水産委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る三月四日、突如として北海道及び東北地方を襲った十勝沖地震は、その震源地が樺太東部から七十里の海底であつた關係から、北海道としては、かつてなかつた大地震であり、この地震は津波を惹起し、北海道釧路地方及び東北地方の沿岸各地においては、三メートルに及ぶ津波が数度わたつて來襲し、なおまた北海道においては、時期的に流水を伴つて來たため、その威力を倍加し、水陸關係の災害は特に甚大なるものがあつたのであります。しかも、水産業にとつては、雪解けとともに本格的な漁期を迎えて、その出漁準備を終えていたやまき、かかる災害に見舞われたのでありますから、これを復旧対策については、まことに緊急を要する次第であります。そこで、水産委員会としては、委員を現地に派遣して調査をすることとし、これが対策について調査を進め、とりあえず、さきのルース台風による災害復旧に關する特別措置法と同様の法的措置をとつて、漁民生活の安定と、国民食糧の確保に資したいと存する次第であります。すなわち、漁業者または水産業協同組合が所有する漁船、漁具、養殖施設あるいは漁業共同利用施設について受けた損害の復旧を容易にするため、政府は、農林中央金庫等の金融機関が、これが復旧のためにした融資について、三割の損失補償及び四分の利子補給を行うことで、融資の限度を六億圓とした次第であります。

本案は、三月三十一日、私外十一名の水産委員会から提出され、同日水産委員会に付託され、四月一日の委員会において、提案者を代表して私より提案理由の説明があり、引続き審議に入り

ましたところ、別に質疑及び討論もなく、ただちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 採決いたしました。本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

【異議なしと呼ぶ者あり】

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

第二 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

○副議長（岩本信行君） 日程第二、警察予備隊令の一部を改正する等の法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。内閣委員長八木一郎君。

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

第二点は、警察予備隊の基本的性格についてであります。予備隊は軍隊ではないか、名を自衛力の漸増にかりて、日陰者の軍隊をつくるのではないかと、いろいろ質問に対し、政府の見解は、本改正をもつてその性格をかえてもいないし、またこれをかえる意思もない、決して警察予備隊令第一條の目的の範圍を逸脱するものではないとのこととありました。

第三篇は、隊員募集の強制制遣を行つて、再び軍国主義に復歸するのではないかという点であります。これに對し、政府は、募集の宣伝、願書の受理等の事務を知申、市町村長に委任するにすぎないのであつて、強制制遣をするよりなことは絶対にあり得ないことであり、また隊員の退職後、応召義務を課することとは全然考へていないことを明らかにいたしました。

党平川委員、日本社会党幹事長小委員及び日本共産党今野委員より、それぞれ党を代表して反対意見が述べられ、自由党を代表して青木小委員は賛成意見の開陳があり、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本慎行君) 紋調の通告が

〔平川鎮如君發墳〕

て、ただいま上程になりました予備隊の増員を非とする理由を述べんとするものでございます。

増強は憲法第九條の範圍を越え、従つてこれが改正なくしては断行すべからざるものであると相持するからであります。前國以來はよく繰返された論争でございますから、ここに再びたゞ返す類いは避けようと思ひます。ただし、新たな問題として提起せられましてのは、改正の中心点といへき方面隊の性格であります。これは北海道的、東北の二管區隊をより強化する機

構でありまして、独立の指揮権を有しておるのであります。この点につきましては、なぜが國の北進のみを防衛する必要があるか、重點を置く必要があるかという私の質問に對しまして、大樺國務大臣は、他の二、三の理由とともに、地勢上北海道は孤立する危険があると述べておられるのであります。北海道が孤立するということは、外敵の侵略を受けた場合以外には原因を考

ええることはできないのであります。さ
す、防衛は、大隈内務大臣の定案によら
ず、防衛を目的とするのは軍隊であ
ると言っておられるのであるから、当
然方面隊は、外敵の侵略を予想してお
るところの防衛軍としての性格を持つ
ものであると断言せざるを得ないのであ
ります。かかる点は、憲法第九十九条
の疑いがきわめて濃厚であるという背
反の疑い

きであります。

次に、今回の増員は、安全保障條約

であります。その第一は、安全保障諸費五百六十億円の大部分は、予備隊を含むところの自衛力増強に備えたものであるにもかかわらず、これが内容はいまだに明らかにせられておられない。その第二は、行政協定第二十四条は、緊急事態における日米の共同の措置を規定しておるのでありますが、この指針権の所在等が明らかにされていないのであります。運営上の自主性がこの

にあるか、これも判明していないのであります。その第三は、明年度以降の漸増計画を、政府は故意に国民の耳目から隠匿しておるのではありません、全然これは持つていないというべきであります。

以上の二点は、すでにわれ／＼が予算案には反対、行政協定に対しては国会の承認を求むべしという決議案を上呈して対抗したしたのであります。が、

政府及び興党の諸君は、教を頼んで前者を可決し、後者を否決して、慎重な審議を拒否する態度に出たのでありまして、独立最初の予算審議に一大悪例を残したものであるといふべきであります。

もとより、われ／＼は、内乱と侵略の危険が國の内外にさざしつたところということを重大視してゐないのではないものであります。従つて、われ／＼は、

自衛力の漸増に原則的に反対するものではない。しかして、日本自身の経済

われわれは考えるものであります。しかるに、今回の増員は、海上保安庁の増員との均衡において、われわれの納得しがたいものがあるのであります。かかる政策は、駐留米軍の減少を阻害するものではないだろうか。また年々多額の負担を国民にしいながら、日本みずからの自衛力はいつまでも劣弱なものにとどめていて、独立の実を上げ得ないのではないかと考える

のであります。これは、むしろ國民の尊い税金を浪費するものというべきであります。

政府は、しばしば、独立国として当然将来再軍備を行うという言明をなしつつ、同時に、現状においてはジェット機や原爆を持たざる限り軍備とは言えないということを繰返して申しておる。これによつて明らかになるごとく、自由党政府が、わが國の再軍備を

る歴大な規模において考えておるとすれば、われ／＼は絶対に承服しないのであります。すなわち、そのような歴大な軍備は、国の経済、国民生活を破壊する以外の何ものでもない。さらに、さような攻撃的、侵略的勢力は絶対に保持したくない、国際紛争は武力をもつて解決したくない、かかる国民の諸切なる要求は、最も合理的である。

今や、国民は、憲法、條約に對しまして、政府の解釈が常に變化してゐる

悪するヒューマニズムに徹しまして、かつはわが国士を一步たりとも外敵に蹂躪されず、同胞の流血を見るに忍びないという国民の盛り上る烈々たる気魄の上に眞の自衛力というものは築かれるべきである。しかるに、ただいまの政府のやつておるような、憲法違反の疑惑に満ち、主権性を欠いた無計画な態度をもつてして、これはむしろ逆効果というべきであります。（拍

以上述べた次第によりまして、国の中外に存する疑惑を政府みずから解消せざる限り、今回の改正は、むしろ、しばらく差控えるのが至当であるとわれわれは確信いたしますがゆえに、あえてわが改進黨は本案に反対せざるを得ないであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 綴治良作君。
(綴治良作君登壇)

○殿 冷泉作君 私は、自由党を代表いたしして、ただいま議題となつております警察予備隊令の一部を改正する等の法律案について、委員長の報告に採成の意を表するものであります。

この法律案の骨子は、独立後のわが国の治安情勢に対処するため、警察予備隊警察官三千五百人と、警察官以外

の職員が百七十六人の増員せんとするものでありまして、その増員の趣意は、あくまでも警務予備隊令第一條に

明定されております。「わが國の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するの必要限度内」に限られておるものでありますから、今あらためて論議を圖つる余地のないものと傳するものであります。(拍手)

委員会等における野党各派の御議論を拜聴いたしました。ただいま改進黨代表の御議論を承りました。共産黨と特殊な立場に立つ人々を除いては、その他の諸君とともに、現在國內治安を維持するためには警察力の強化が必要であることを認めておられるのであります。それにもかかわらず本案に反対せられる理由を探究いたします。改進黨代表の御意見によれば、こんなものでは自主的に自衛できるものでない、のみならず、行政協定において緊急事態が起きたら協議する、ということをきめて、指揮権の所在を不明にしている、自主的な防衛力を認めない、という点、第二には、憲法違反の疑いがある、という点、さらに防衛分担金や安全保障諸費のとき支出をやめて、この金をもつて自主的な防衛力を増強すべきである、という点、さらに第四は、政府の予備隊に対する態度が不明確であるために、國民を混亂と疑惑の念に陥れしめている、という諸点にある、とあります。

さらに社会党代表の御意見によりますと、第一は、警察予備隊は憲法違反で、第二は、領土的侵略奪取の危険がない限り、みだりにかようなものは持つべきでない、しかし共産主義陣營と資本主義陣營との戦争は起るものとは思われない、従つて予備隊は不要である、さらに、このような予備隊のごときもので、事実上外敵を防衛

できるものでない、また半存半吐の防衛力しかあつて共産革命を促進するものである、なお募集方法に疑義がある、という点をあげておられるのであります。

そこで、この御議論のうち、両者の一致している、自主的な防衛力としては不足であるという点については、われわれも同意であります。しかし、今日の日本の立場上、さらに日本の財政力からいまして、これ以上のものを保持ということは無理であります。これはまことに遺憾なことではあります。が、実情やむを得ないものといわなければなりません。さらばといつて、今改進黨の言われるがごとく、これでは不足だから、もつと強力なものを持つてと言われども、どのようにして持つてのあります。御議論によれば、防衛分担金や安全保障諸費をやめて、これをもつて漸次自主的な防衛力を増強せよと言つておられるのであります。しかし、これくらいの手算で、わが國の領土安全を保障し得る實力を何年たつたら持てる、と言われるのであります。どうか、アメリカに頼らないで、日本みずからが、おい／＼に確立して行くなことを確立されぬ前に、わが日本が他國に蹂躪せられたらどういたします。改進黨みずから、現在すでに不安が現れておると認めておられるが、このような、のんきな御議論をなさる、というごときは、まことに不可解千萬であると思ふべきではないかと、(拍手)

次に、社会党の御議論によりますと、どうせみずから防衛できないのであれば、集団安全保障に頼ることにして、一切の手出しをせぬがよい、という御議論のようであります。ところが、この御議論は、現に領土的侵略奪取の危険がない、また共産、資本両陣營の戦争は起らない、ということを前提としておるものであります。戦争の起る起らないは別といたしまして、領土侵略奪取の危険なしとは、どこを見ても言われるのであります。北方の侵略と、おろか日本に向つてきまをむいておることは、一目瞭然であります。拍手、これをしむ侵略の危険なしとは、まことに合点の行かぬ御議論と申さなければなりません。

(発言する者多し)
○副議長(岩本信行君) 御静謐に願ひます。
○警務局長(若本信行君) それとも、力のない者は、手出しをしたからとて、どういかなうものではないから、手をこまねいて、なすがままに見ておれ、という御議論でございませうか。われわれは、外敵一たび襲ひ来れば、われらの及ぶ限りの力をもつて、寸土といへどもこれを侵させない。戦争をやる力はないにいたしまして、これは安全保障軍によつて、これを粉砕してもらうまではないが、安全保障軍の出て来るまでの防衛、ことに外敵がわが國に侵略して来るときに起る國內治安の紊亂を未然に防衛する力だ、は何としめて保持しなければならぬと確信したものであります。

また、半存半吐の力だからといつて、これをなくしたらどうでありませう。すでに共産黨は暴力革命遂行の指令を出して、着々これに着手しております。あの「球根栽培法」による

中核自衛隊結成の方法、武器弾薬の募集方法並びにバルチザン攻撃方法等を指令し、これによつて各地にテロ及び暴動が起つてゐる事実は、これを何と見てゐるのであります。これを何と共産黨にわが祖國を無條件に呈上する結果を招来するものと断しなければなりません。(拍手)

次に、警察予備隊は憲法違反であるとの点であります。社会党の鈴木義男君の議論を拜見いたします。外敵に対する防衛力であるならば、軍隊を持たないといふ憲法に違反するものでありと断じておられます。しかし、警察予備隊第一條にいうところの「わが國の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するの必要限度内」のものであるならば、断じて憲法に違反するものではありません。ことに憲法第九條には、「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とあります。言いかえれば、國際紛争を解決する手段として、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇、または武力の行使は、永久にこれを放棄する」と規定したものであります。さらに同條第二項は、「前項の目的を達するため、一すなわち國際紛争解決の目的を達するための能力はこれを保持しないことを規定してゐるものであります。外敵侵入の際にも、一切の力を否定したものではありません。戦争をする力はありません。現下の情勢上必要欠くべからざるものであります。がゆへに、委員長

の報告に賛成の意を表する次第であります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 門司亮君(門司亮君登壇)

よつて事実上外敵を抑えることができないうではないかといふ議論になれば、そのためにこそ安全保障條約があるものであります。これによつてわが國の領土を保全し得るものは道のないのが現状であります。

次に、警察予備隊に対する政府の態度が不明確であるといふ議論であります。が、前に述べました通り、警察予備隊は警察予備隊第一條の趣旨に基くものであります。何の疑念もありません。かかるに、予備隊は戦争をするためのものであるといふ議論を前提としてこれを議論し、またはい／＼の考へ方をもちてやられるがゆへに疑惑を生ずるものであります。國內治安を主たる目的とするものであるといふ前提に立つならば、何らの疑念もないものであります。

(拍手)
なお、新たに定められた募集方法に疑義があるといふ議論もありますが、募集に關して、予備隊本部で手不足と思われる点を都道府県知事や市町村または警察等に手伝わせる、あるいは協力を求めるからといつて、何のふしきもあるわけはありません。これは、すすきの種を見て幽霊と驚くたぐひか、または反対せんがための反響論であると断ぜざるを得ないものであります。

昭和二十七年四月三日 衆議院會議第二十九号 警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

○門田高書 私は、たいま上程されておられます警察予備隊令の一部を改正する等の法律案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして反対の意思表示をなすものであります。

たゞいま自由党の鍛冶屋の賛成の御意見を拜承いたしておりますと、警察予備隊の増強は、目下的わが國の情勢から見てやむを得ざるものであるかのごとき言辭を弄せられておられるのであります。同時に、これの理由として、侵略者があるがごとき言辭を弄せられておられますが、その警察予備隊令の第一條によれば、警察予備隊は國家地方警察並びに自治体警察の警察力を補助するものであることがその目的であるといふことは明確になつておるのであります。従ひまして、この警察予備隊は、あくまで警察の組織でなければならぬ。警察の組織は、國內治安を維持することが目的であつて、もし外敵その他にこれを備えるとするならば、明らかなる軍隊であると申し上げても決して過言ではないのであります。(拍手)私どもは、この議論を拜聴いたしております、自由党の諸君が、どんなにこれを申されましても、明らかなる再軍備への移行であるといふことは申し上げるまでもないのであります。

なお、警察予備隊の増強を必要とするような、國內に万一本郷の行動が起り得る可能性があるとするならば、まづ政治家として反省しなければならぬのは、國民の生活不安が頂点に達したときが國內の騒動を起す原因であり時期であるといふことでありま。

手)われわれは、少くとも國內の治安を維持する最大の要素は國民生活の安定にあり、それを基盤に置かなければならぬと思ふのであります。この基盤を忘れていふやうに國民を刺激し、對外的に疑念を持たれるやうなこの警察予備隊三万六千の増強に對しましては、根本的に反對の意思を表明するものであります。

次に、本法案の内容の一つになつておられます、市町村長に對する、いわゆる行政の執行に對してその権限を委任することによつて、これが非常に大きな疑念を持つ一つの問題であるといふことであります。すなわち、この問題は、おそらく政府の意圖は、地方自治法の百五十條に規定いたしております、普通地方公共団体の長が國の機関として處理する行政事務につきまは、都道府縣においては主務大臣、市町村においては都道府縣知事及び主務大臣の指揮監督を受けるという、この條項をたてにとつて挿入されたものであると私は考へるのであります。問題はここに存しておりまして、自治法の百五十條には、國の機関として處理する行政事務とありま。すなわち、当然市町村長の権限に委譲された内部に於いて處理し得るものが、初めてこうした條件に適合するのであります。しかるに、警察予備隊の募集は、何ら地方自治体の長がこれを處理し得るものではございません。従つて、この制度は、明らかに地方公共団体の長、いわゆる市町村長並びに都道府縣知事に選拔徴兵の義務を無理に押しつけるものであると断定いたしましたし、決して私は過言でないと思ふのであります。われわれは、かくのごとき徴兵制度を再び日本にしようとする前提條件であるがごとき危険性を持つておられます法案の内容に對しまして、反對の意思を強く表明しなければならぬのであります。

次に問題になりますのは、かくして募集されて参りましたものが、先ほどから申し上げておりましたやうに、戦力でないとは、たれも言へないといふことである。諸閣下に申し上げまはるならば、吉田總理大臣は、おたまじやくしは、かえるではない、何に化けるかわからぬと言つておられますが、おたまじやくしが、かつて、いもりに化けた例はございません。われわれは、この戦力への移行としての第一歩が、この選拔徴兵制度の面に強く現れて來ておるといふことを申し上げても、決して過言ではないと思ふのであります。

さらにその次に申し上げておきたいと思ひますことは、警察予備隊令と當分の間法律として存置するという問題であります。警察予備隊令は予備隊令であつて、決して法律ではなかつたといふことである。しかるに、その予備隊令をそのまま存続して、おいて、その予備隊令の内容だけは法律によつてかえようとするこの意圖であります。もし自由党が、真にこの警察予備隊令を法律として必要とするならば、なぜこの予備隊令を堂々と國會に出して、予備隊令自身に對して、公然と討議を行ないかといふことである。然と討議を行ないかといふことである。當におきましても、多大な疑義と欺瞞を持つておられますこの法案に對しましては、私どもは反對をせざるを得ないのであります。

これを要約して申し上げますならば、今軍隊を持つておられることが、先ほどから議論されておられますやうに、憲法違反であるといふことが明確になつておられますことのために、この警察予備隊令をことさらに法律にして國會において議論するといふことを避けて、さうして軍隊の組織を既成事実としてつくり上げようとする自由党の、あるいは政府の意圖であるといふことを申し上げてもさしつかへはないかと私は思ふのであります。われわれは、こうした意味におきまして、やみの軍隊の創設のごとき本法案に對しましては、社会党といたしましては断固として反對の意思表示をするものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 今野武雄君(「今野武雄君登壇」) 今野武雄君 ○今野武雄君 私は、日本共産党を代表いたしました、この法案に断固反對の意を表明するものであります。一休、追撃砲やバズーカ砲を持つて山の水をどん／＼痛めてしまふやうな、はげしい演習を行つておられるこの警察予備隊が軍隊でないといふやうなことは、世界中どこへ行つても通じません。現に、最近北海道の警察予備隊を視察いたしましたA.P.特務員の報告のうちには自分たちは警察官のつもりで入つて來たが、現在では軍隊の人間だといふ自覚をはつきり持つておられるといふことを、異口同音に語つておられるのであります。またアメリカの政界あるいは一般の人々の間で論ぜられておると

ころも、全部これが軍隊であるといふ上立つて論ぜられておるのであります。このやうな明白な事實を否定して、これが軍隊でないといふ主張を自由党、吉田内閣は、まさに日本人のみならず、世界中の人を驚かすものでありまして、実に横着な、そしてばかばかしいものである。こゝういふことは、いかに獨立した判断力を持つてはできないのであつて、奴隷のみがあててよくすることのできるものであるといふことができるわけでありま。

現に、この警察予備隊は、その出発点からいたしまして、アメリカの極東戦略作戦行動の申し子であつたのであります。もしも申しますのは、つまりこの予備隊ができたときは、朝鮮戦争のしよつばにアメリカが敗走して、いよいよこれはいかにといふことになつて、その七月に、當時の最高司令官マッカーサー元帥が、急速に日本政府に對して警察予備隊をつくれ、こゝういふことを命じたわけでありま。しかしながら、この朝鮮戦争といふものは一体何であるか。これは、政府あるいは自由党の諸君は、口を開けば、これこそソ連の侵略の証拠であるといふやうなことを言ふけれども、あの當時の新聞をよく見た者は、だれもそんな言葉にはまかされなわけでは。その機会に、北鮮の方から韓國に對して、三名の外交官を派遣した。その外交官を、李承晩は理不盡にも捕えて、そして、これを殺して、道ばたに埋めてしまつた。こゝのような事實に對して、憤激して立たないものが一体あるであらうか。しかも、そればかりじゃ

一步である。そのことをわれ／＼は申しまして、反対の討論を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三 教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案
(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第三、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員長長尾氏君。

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案
教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案
教職員の除去、就職禁止等に関する政令(昭和二十二年政令第六十二号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際旧教職員の除去、就職禁止等に関する政令第五條第一項の規定の適用を受ける者は、他の法令に別段の定めのある場合を除く外、この法律施行の際

日において公私の原給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲載)

〔竹尾式君登壇〕
○竹尾式君 ただいま上程せられました教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案につきまして、その概要並びに委員会における審査の結果を簡単に御報告申し上げます。本案は、占領下において実施されて来ましたが、いわゆる教職員ページに関する政令を、平和條約発効の日を期して廃止しようとする、本文一箇條からなる簡単な法律案でございます。

御承知のように、教職員の資格審査の制度は、昭和二十年十月に発せられた連合軍最高司令官の覚悟に基いて制定せられました教職員の除去、就職禁止等に関する政令によりまして、従来実施されて来たものでございます。しかしながら、平和條約発効の際には公職資格審査制度が廃止される関係もあり、独立日本の立場よりいたしまして、占領政策に基くこのような制度を廃止することがきわめて妥当であることと考えられるのでございまして、本案には、なお附則におきまして、この法律の施行にあつて、従前の政令の規定によつて原給、年金その他の利益を受ける権利や資格を失つた者に対し、再びこれらを取得できるように規定しているのでございます。

以上が政府原案の要旨でございますが、文部委員会いたしましたときは、去る三月二十五日、本案が委員会に付託となつて以来、二回にわたり慎重に審議を重ねました結果、本案の趣旨がまことに時宜に適合したものであることを認め、討論におきましては特に共産党も賛成し、全会一致をもつて原案通り可決いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案
(坂本實君外四十六名提出)
○議長(岩本信行君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、坂本實君外四十六名提出、急傾斜地帯農業振興臨時措置法案を議題とし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを仰ぎます。
○副議長(岩本信行君) 副永君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十七年四月三日 衆議院会議録第二十九号 教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案 急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案
急傾斜地帯農業振興臨時措置法
(目的)
第一條 この法律は、急傾斜地帯における農業生産の基盤条件をすみやかに且つ総合的に整頓して農業生産力を高め、もつて農業経営の安定と農民生活の改善とを圖り、あわせて国民経済の発展に寄與することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「急傾斜地帯」とは、土地の傾斜度及び土じょう液しよ度が政令で定める基準以上であつて、且つ、過重な労働を必要とする農地が集團的に存在する地帯をいう。
(急傾斜地帯の指定)
第三條 農林大臣は、急傾斜地帯農業振興対策審議会の議決を経て、急傾斜地帯を含む都道府県の全部又は一部の区域を指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
3 第一項の指定に係る都道府県の知事は、農林大臣が急傾斜地帯農業振興対策審議会の議決を経て定める基準に従つて、市町村の全部又は一部の区域を急傾斜地帯として指定する。

4 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに農林大臣に報告しなければならない。
(市町村長の定める農業振興計画)
第四條 前條第三項の指定に係る市町村の長は、当該地帯についての農業振興計画を定め、これを当該

都道府県知事に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。
2 市町村長は、前項の規定により農業振興計画を定めるには、あらかじめ、公聴会を開いて関係人の意見を聞き、且つ、議会の議決を経なければならない。
(都道府県知事の定める農業振興計画)
第五條 都道府県知事は、前條第一項の農業振興計画を参し、且つして急傾斜地帯についての当該都道府県の農業振興計画を定め、これを農林大臣に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

2 都道府県知事が前項の規定により農業振興計画を定める場合には、前條第二項の規定を準用する。
(農林大臣の定める農業振興計画)
第六條 農林大臣は、前條の農業振興計画を参し、且つして、急傾斜地帯農業振興対策審議会の議決を経て、急傾斜地帯についての農業振興計画を定めなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により農業振興計画を定めたときは、これを当該都道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。
3 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第一項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。
4 政府は、毎年度、第一項の農業振興計画を実施するために必要な資金の融通又はそのあつ旋につき

昭和二十七年四月三日 衆議院會議第二十九号 急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

計画を定め、その要旨を公表しなければならぬ。

(都道府県知事の定める農業振興計画の変更)

第七條 都道府県知事は、前條第二項の通知を受けたときは、第五條の規定により定めたる当該都道府県の農業振興計画を、必要に応じて変更し又は変更しないて当該市町村長に通知するとともに、変更した場合においては、その変更の要旨を公表しなければならない。

2 都道府県知事が前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、第四條第二項の規定を適用する。

(市町村長の定める農業振興計画の変更)

第八條 市町村長は、前條の通知を受けた場合に必要であると認めるときは、第四條第一項の規定により定めたる当該市町村の農業振興計画を変更することができる。この場合には、その変更の要旨を公表しなければならない。

2 市町村長が前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、第四條第二項の規定を適用する。

(事情の変更による農業振興計画の変更)

第九條 農林大臣、都道府県知事又は市町村長は、同、当該都道府県又は当該市町村の農業振興計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞ、農業振興計画を定める場合の例により、その定めたる農業振興計画を変更することができる。

(農業振興計画の内容)

第十條 農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一 農地の保全及び改良に関する事項

二 農業用道路の整備その他過重労働の軽減に関する事項

三 農業技術の改良及び農業経営の合理化に関する事項

四 農畜産物の加工、販売その他処理についての共同施設に関する事項

(事業の実施)

第十一條 第四條から第九條までに規定する農業振興計画に基づく農業振興事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(委任事項)

第十二條 第四條から前條までに定めるものを除く外、農業振興計画の決定について必要な事項は、省令で定める。

(全部事務組合及び役場事務組合の特例)

第十三條 この法律中「市町村又は町村長に關する規定は、全部事務組合又は役場事務組合のある地に於ては、組合又は組合の管理者に適用する。

(急傾斜地帯農業振興対策審議会の設置及び権限)

第十四條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他急傾斜地帯における農業振興に關する重要事項を調査審議するために、農林省に急傾斜地帯農業振興対策審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

審議会は、急傾斜地帯における農業振興に關する重要事項につき、関係行政機関の長に對し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第十五條 審議会は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する委員十七人以上で組織する。

一 地方自治庁次長

二 大蔵事務次官

三 農林事務次官

四 経済安定本部副長官

五 都道府県知事

六 都道府県議會議長

七 市町村長

八 市町村議會議長

九 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七号勅令第三十八号)による大学の教授

十 農業者の団体を代表する者

2 前項第五号から第十号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から

ら、審議会の推薦に基いて、農林大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の職事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限りその効力を失ふ。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項の表中「審議格安定審議会の項の次に次の一項を加える。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案(坂本實君外四十六名提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

(遷移三郎君登壇)

○遷移三郎君 ただいま議題となりました、坂本實君外四十六名提出にかゝる急傾斜地帯農業振興臨時措置法案に關しまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

わが國の地形の特質上、いわゆる段段畑等急傾斜地は、全国各所に集團

的に分布いたしており、農業を営みとするの上において過重な労働を必要とするものならず、地質上、氣象上の悪條件が積み重なり、表土の流亡によりまして地力の維持を妨げます等、農民生活に對し著しい困難を課し、ひいては食糧生産の低下を來す状態と相なつておるものであります。これら

の地帯に對しまして、一定の計画に基づき、相應の資金、資材を投入いたしますならば、農業生産力の向上、民生の安定に少からず貢獻することとなりますので、かような行政上、財政上の措置をとりまして上に必要な法律上の根拠を持たしむべきである、こゝう

ことになりまして、この法案を提出せられたのであります。

本案の形式を通観いたしますと、地帯の指定、農業振興計画の作成、対策審議会の設置等でありまして、その骨子は、おむね積雪寒冷旱作地帯振興臨時措置法の例に準拠されておるのであります。

そこで、本案の内容に關し、質疑応答等を通じて重要と思われました二、三の点を御報告申し上げます。まず急傾斜地帯の基準のとおり方であり

ますが、土地の傾斜度はおおむね十五度ないし三十度と予定せられ、土壌の浸蝕度は地形、地質、台風の頻度等を総合勘案して、今後合理的に定めることと相なつておるようであります。

また急傾斜地帯とは、過重な労働を必要とする農地が集團的に存在する地帯ということになつております。過重な労働の判定の方法につきましては、特に具体的な基準によつて判定するものではなく、そういう事実が現にあるこ

とによつて判定するということであり、本法の成立は食糧増産、民生の安寧、何十町歩というに数字をもつて示すか、あるいは市町村の全耕地に対する一定比率をもつて示すか、今後の研究にまづかうことになつております。また積雪寒冷地帯と急傾斜地帯との二重の指定を受けることができ、そのことが可能であるということが予想されております。また、この地帯の農業振興計画の内容につきましても、粗製精製の改良、農道の開闢、排水路、永水溝、土砂ため、貯水槽の設置、簡易ケーブルの架設等を考慮せられております。国の予算的措置は、昭和二十七年年度におきまして、土壌保全費として約二千万円が計上されておられ、さしたつてこれを使用することになつておりますが、将来その地帯の要求を予定しておるものであります。

本会を代表いたしまして井上良二君より、本法の成立は食糧増産、民生の安寧の上から申してまことに喜ばしいが、予算上、金融上の措置を十分にいたすことが必要であり、また地帯の指定、事業の実施にあつては、特に急傾斜地帯の多い高知、愛媛、九州、中国地方等より重点的に急進に行わなければならないとの意見の開陳をせられ、きつて積極的な賛成せられ、次いで日本共産党竹村宗良一君より、本法は五箇年の限時法であるが、調査、研究、立案等はすべてこれから始めるということであれば、立案の目的を完達し得るやいなや危険なきにあらずとも、急進自給上からいつても重要な法律案であるので、予算措置を十分ならしめること、地帯の指定を公正妥當に行うこと、開拓地に対しても積極的な事業を実施すること等の希望を付けて本案の成立を望む竹村の賛成意見が述べられたのであります。

かくして、討論終了後、採決を行いましたところ、全会一致をもちまして、本案はこれを可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもちまして御報告を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

議を提出いたします。すなわち、内閣提出、ユネスコ活動に関する法律案を議題とし、この際委員長報告の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

ユネスコ活動に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員長竹村宗良一君。

ユネスコ活動に関する法律案
目次
第一章 ユネスコ活動(第一條)
第二章 日本ユネスコ国内委員会(第四條)
(第五條、第十九條)
附則
日本国民は、国際連合教育科学文化機関が世界平和の確立と人類の福祉の増進に貢献しつづけること、この意義を高く評価し、この機関に加盟することによつて得た日本の国際的地位にかんがみ、政府及び国民の活動によりその事業に積極的な協力することを決定し、教育、科学及び文化を通じて、国際連合憲章、国際連合教育科学文化機関憲章及び世界人権宣言の精神の表現を図るため、ここにこの法律を制定する。

第一章 ユネスコ活動
第一條 わが国におけるユネスコ活動は、国際連合教育科学文化機関憲章(昭和二十六年條約第四号。以下「ユネスコ憲章」という。)の定めるところに従ひ、国際連合の精神に則つて、教育、科学及び文化を通じて、わが国民の間に広く国際的の理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もつて世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とする。

(定義)
第二條 この法律において「ユネスコ活動」とは、国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の目的を實現するために行う活動をいう。

(国外諸機関との協力)
第三條 わが国におけるユネスコ活動は、ユネスコ、国際連合及びその専門機関、ユネスコ活動に関係のある国際団体並びに諸国の政府、ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に関係のある団体等と協力しつづける展開されなければならない。

(国及び地方公共団体の活動)
第四條 国又は地方公共団体は、第一條の目標を達成するため、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があるとき、民間のユネスコ活動に対し助言を與え、及びこれに協力するものとする。

2 国又は地方公共団体は、民間のユネスコ活動振興上必要があるとき、認め場合には、その助成のため、助成を定めるところにより、その事業に対し援助を與えることができる。

とによつて判定するということであり、本法の成立は食糧増産、民生の安寧、何十町歩というに数字をもつて示すか、あるいは市町村の全耕地に対する一定比率をもつて示すか、今後の研究にまづかうことになつております。また積雪寒冷地帯と急傾斜地帯との二重の指定を受けることができ、そのことが可能であるということが予想されております。また、この地帯の農業振興計画の内容につきましても、粗製精製の改良、農道の開闢、排水路、永水溝、土砂ため、貯水槽の設置、簡易ケーブルの架設等を考慮せられております。国の予算的措置は、昭和二十七年年度におきまして、土壌保全費として約二千万円が計上されておられ、さしたつてこれを使用することになつておりますが、将来その地帯の要求を予定しておるものであります。

本会を代表いたしまして井上良二君より、本法の成立は食糧増産、民生の安寧の上から申してまことに喜ばしいが、予算上、金融上の措置を十分にいたすことが必要であり、また地帯の指定、事業の実施にあつては、特に急傾斜地帯の多い高知、愛媛、九州、中国地方等より重点的に急進に行わなければならないとの意見の開陳をせられ、きつて積極的な賛成せられ、次いで日本共産党竹村宗良一君より、本法は五箇年の限時法であるが、調査、研究、立案等はすべてこれから始めるということであれば、立案の目的を完達し得るやいなや危険なきにあらずとも、急進自給上からいつても重要な法律案であるので、予算措置を十分ならしめること、地帯の指定を公正妥當に行うこと、開拓地に対しても積極的な事業を実施すること等の希望を付けて本案の成立を望む竹村の賛成意見が述べられたのであります。

かくして、討論終了後、採決を行いましたところ、全会一致をもちまして、本案はこれを可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもちまして御報告を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

議を提出いたします。すなわち、内閣提出、ユネスコ活動に関する法律案を議題とし、この際委員長報告の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

ユネスコ活動に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員長竹村宗良一君。

ユネスコ活動に関する法律案
目次
第一章 ユネスコ活動(第一條)
第二章 日本ユネスコ国内委員会(第四條)
(第五條、第十九條)
附則
日本国民は、国際連合教育科学文化機関が世界平和の確立と人類の福祉の増進に貢献しつづけること、この意義を高く評価し、この機関に加盟することによつて得た日本の国際的地位にかんがみ、政府及び国民の活動によりその事業に積極的な協力することを決定し、教育、科学及び文化を通じて、国際連合憲章、国際連合教育科学文化機関憲章及び世界人権宣言の精神の表現を図るため、ここにこの法律を制定する。

第一章 ユネスコ活動
第一條 わが国におけるユネスコ活動は、国際連合教育科学文化機関憲章(昭和二十六年條約第四号。以下「ユネスコ憲章」という。)の定めるところに従ひ、国際連合の精神に則つて、教育、科学及び文化を通じて、わが国民の間に広く国際的の理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もつて世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とする。

(定義)
第二條 この法律において「ユネスコ活動」とは、国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の目的を實現するために行う活動をいう。

(国外諸機関との協力)
第三條 わが国におけるユネスコ活動は、ユネスコ、国際連合及びその専門機関、ユネスコ活動に関係のある国際団体並びに諸国の政府、ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に関係のある団体等と協力しつづける展開されなければならない。

(国及び地方公共団体の活動)
第四條 国又は地方公共団体は、第一條の目標を達成するため、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があるとき、民間のユネスコ活動に対し助言を與え、及びこれに協力するものとする。

2 国又は地方公共団体は、民間のユネスコ活動振興上必要があるとき、認め場合には、その助成のため、助成を定めるところにより、その事業に対し援助を與えることができる。

昭和二十七年四月三日 衆議院會議録第二十九号 ユネスコ活動に関する法律案

- 七 民間のユネスコ活動に対して行うべき助言、協力及び援助に関する事項
- 八 ユネスコ活動に関する法令の立案及び草案の編成についてユネスコ活動に関する事項その他ユネスコ活動に必要事項
- 九 前項の規定による国内委員会に対する関係大臣の諮問及び国内委員会の関係大臣に対する建議は、関係大臣が文部大臣以外の者であるときは、文部大臣を通じて行うものとする。
- 十 国内委員会は、わが国におけるユネスコ活動の基本方針を策定するものとする。
- 十一 国内委員会は、ユネスコ活動に關し、国内のユネスコ活動に關係のある機關及び団体等並びに第三條の機關及び団体等と必要な連絡を保ち、及び情報の交換を行う。
- 十二 国内委員会は、ユネスコ活動に關する調査並びに資料の収集及び作成を行う。
- 十三 国内委員会は、集会の開催、出版物の頒布その他ユネスコの目的及びユネスコ活動に関するもの及びのために必要な事項を行うことができる。
- 十四 国内委員会は、ユネスコ活動に關し、地方公共団体、民間団体又は個人に對して必要な助言を與え、及びこれに協力することができ、
- 十五 (外務大臣との關係)
第七條 国内委員会は、その對外事務を處理するに當り、その事務が國の對外政策に關連する場合に、外務大臣と緊密に連絡して行ふものとする。
- 十六 外務大臣は、国内委員会の對外事務の處理について、国内委員会に對し必要な便宜を與え、これに協力するものとする。
- 十七 (構成)
第十八條 国内委員会は、六十人以上の委員で組織する。
- 十九 委員は、左の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員數以内を文部大臣が任命する。この場合において、文部大臣は、第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者については、第十三條の選挙小委員会の選挙を経て国内委員会から推薦されたものにつき、内閣の承認を経て、任命するものとする。
- 二十 一 教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表する者 十八人
二 教育、科学及び文化の普及に關する諸領域を代表する者 十五人
三 地域的なユネスコ活動の領域を代表する者 十五人
四 学識経験者 十六人
五 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 一人
六 参議院議員のうちから参議院の指名した者 一人
七 政府の職員 四人
八 委員の選挙の基盤について必要な事項は、政令で定める。
- 十九 (委員の任期等)
第二十條 委員(衆議院議員、参議院議員及び政府職員たる委員を除く)以下本條第二項及び第十一條第一項において同じ)の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間に任ずる。
- 二十一 委員は、再任されることができ、
- 二十二 委員は、特別職とする。
- 二十三 (委員の解任)
第二十一條 文部大臣は、委員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを解任することができる。
- 二十四 一 禁治産、准禁治産又は破産の宣告を受けた場合
二 禁以上上の刑に処せられた場合
三 心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると文部大臣が認めた場合
- 二十五 前項第三号の場合における解任については、文部大臣は、あらかじめ内閣の承認を経なければならぬ。
- 二十六 (会長及び副会長)
第二十二條 国内委員会に会長一人及び副会長二人を置く。
- 二十七 会長及び副会長は、委員の互選に基き、文部大臣が任命する。
- 二十八 会長は、会務を総理し、国内委員会を代表する。
- 二十九 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名したいずれかの一人が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 三十 (小委員会)
第二十三條 国内委員会に、委員で組織する小委員会として運営小委員会、選挙小委員会及び専門小委員会を置く。
- 三十一 運営小委員会は、会務の運営に關する事項を審議する。
- 三十二 選挙小委員会は、国内委員会が文部大臣に對して委員の候補者として推薦すべき者の選挙に關する事項を調査審議する。
- 三十三 専門小委員会は、各専門の事項ごとに置き、それぞれ専門の事項を調査審議する。
- 三十四 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門小委員会に、委員以外の者を調査委員として置くことができる。
- 三十五 前四項に定めるもののほか、小委員会に關し必要な事項は、政令で定める。
- 三十六 (委員等の手当及び旅費)
第二十四條 委員及び調査委員は、別に定める手当及び旅費を受ける。
- 三十七 (會議)
第二十五條 国内委員会の會議は、年二回会長が招集する。但し、会長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを招集することができる。
- 三十八 第十六條 會議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 三十九 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 四十 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。
- 四十一 (議決權の委任)
第二十七條 国内委員会は、第十九條の運営規則で定めるところにより、
- 四十二 一 運営小委員会の議決又は運営小委員会と他の小委員会の合同の議決をもつて国内委員会の議決とすることができ、
- 四十三 (事務局)
第二十八條 国内委員会の事務を處理させるため、国内委員会に事務局を置く。
- 四十四 事務局に事務局長、次長その他必要の職員を置く。
- 四十五 事務局長は、会長の一般的監督の下に、事務局の事務を總理する。
- 四十六 事務局長は、国内委員会の會議に出席し、及び会務に關し必要な助言をすることができ、
- 四十七 事務局長は、委員を兼ねることができない。
- 四十八 事務局職員の任免は、文部大臣が行う。但し、事務局長の任免については、あらかじめ会長の意見を聞かなければならない。
- 四十九 事務局の内部組織は、文部省令で定める。
- 五十 (運営規則)
第二十九條 会長は、国内委員会の議決を経て、国内委員会の會議及び小委員会の運営に關し、必要な運営規則を定めることができる。
- 五十一 (施行期日)
第三十條 この法律施行の期日は、公布の日から三月を超えない期間内において、政令で定める。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 五十二 (最初の委員の推薦)
第三十一條 この法律により初めて任命される国内委員会の委員について行う推薦は、第九條第一項の規定にか

昭和二十七年四月三日 衆議院會議録第二十九号 ユネスコ活動に関する法律案

かわらず、内閣の承認を経て文部大臣が任命する二十五人以内、内委員会第一回委員推薦委員が充てられて行く。 3 前項の推薦に關し必要な事項は、政令で定める。 4 (最初の委員の任期) この法律により初めて任命される国内委員会の委員(衆議院議員、参議院議員及び政府職員たる委員を除く)の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、十八人については四年、十八人については三年、これら以外の者については二年とする。 5 前項の規定による委員の任期は、政令で定めるところにより、第二回以後の任期は、 6 国内委員会の第一回の會議は、第十五條の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。 7 (文部省設置法の一部改正) 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。 第十三條中「国立教育研究所」を「ユネスコ国内委員会」に改める。 第十五條の次に次の一條を加える。 (日本ユネスコ国内委員会) 第十五條の二 日本ユネスコ国内委員会は、わが國において國際連合教育科学文化機關の目的を實現するために行ふ活動に關する助言、企画、連絡及び調査のための機關とする。	2 日本ユネスコ国内委員会の組織及び所掌事務については、ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の定めるところによる。 8 (國家公務員法の一部改正) 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。 第二條第三項第十一号の次に次の一号を加える。 十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員 (特別職の職員に關する法律の一部改正) 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。 第一條第二十一号の次に次の一号を加える。 二十一の二 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員 10 (教育委員会法の一部改正) 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。 第四十九條中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。 十九 ユネスコ活動に關する法律(昭和二十七年法律第 号)に規定するユネスコ活動に關する法律案に対する修正案 ユネスコ活動に關する法律案に對する修正
ユネスコ活動に關する法律案の一部を次のように修正する。 第九條第一項第二号及び第三号中「十五人」を「十二人」に、同項第四号中「六人」を「七人」に、同項第五号中「二人」を「四人」に、同項第六号中「二人」を「三人」に改める。 附則第四項中「十八人」を「十六人」に改める。 ユネスコ活動に關する法律案(内閣提出)に關する報告書 〔最終号の附録に掲載〕 ○竹尾式君(増) たゞいま議題に相なりましたユネスコ活動に關する法律案につきまして、この法案の概要並びに委員会におきまする審査の結果を御報告申し上げます。 本案は、去る三月十二日、内閣から本院に提出され、文部委員会に付託となつたものであります。前文及び本文第二章十九箇條からなる法案でございます。國際連合教育科学文化機關、すなわちユネスコは、第二次世界大戰の後、平和を望む人類の氣持が最高潮に達しましたとき、すなわち一九四六年十一月、人の心の中に平和のとりでを築き、人類の精神的連帯の上に、教育、科学及び文化を通じて、國際平和と人類共通の福祉を促進しようとする理想のもとに創設された、國際連合の専門機關であります。しかるに、わが國民年來の宿願でありましたユネスコへの加盟が、昨年七月正式に承認されまして、これを機会にいたしまして、わが國におきまするユネスコ活動の基本を定めましますとともに、ユ	ネスコ憲章第七條の規定の趣旨に従ひまして、日本ユネスコ国内委員会を設置して、わが國におきまするユネスコ活動の振興をはからうといはしますのが、本案提出の理由でございます。 次に、本案の内容のおもなる点を申し上げます。まず前文におきましては、ユネスコが世界平和の確立と人類の福祉の増進に貢献しつゝあることの意義を高く評価しながら、全國民的な基盤の上に、官民一体となりまして、その事業を積極的に協力する、かたい決意を宣明してゐる点であります。 次に第一章におきましては、ユネスコ活動の目標、その他ユネスコ活動の基本的なあり方を規定いたしました。政府も國民もともに力を合せ、國の内外にわたり、ユネスコ活動の健全な発展に努力することを期してゐるのであります。 次いで第二章は、日本ユネスコ国内委員会に關する規定であります。このユネスコ国内委員会は、國際條約でありますユネスコ憲章第七條の規定の趣旨に従つて設けられる点、國內の諸機關と異なる特徴を持つております。それは、各ユネスコ加盟國の国内委員会に共通した性格や機能を持つとともに、日本の特殊事情に即応するものでなければならぬのであつて、本案におきましては、この両方の要求が満たされるように留意されてあります。国内委員会の性格は、わが國のユネスコ活動に關する助言、企画、連絡及び調査のため設けられる文部省の機關で、單なる審議ないし諮問機關なるにとどまらず、広く企画、連絡、調査、普及等の機能を持つてゐるものであります。
す。国内委員会の構成につきましては六十名以内の委員をもつてなされ、各選出分野と人員を法律をもつて明記することとしたし、またユネスコ活動の特殊性にかんがみ、衆議院及び各一名ずつの國會議員の選出を規定してゐるものであります。その他国内委員会は、文部大臣が所轄いたしますけれども、對外施策の遂行にあたりますては、外務大臣と緊密に連絡して行ふ旨の規定で、国内委員会に事務局設置の規定が設けられてゐるのであります。 以上が政府原案の概要でございます。去る三月十九日、政府より提案理由の説明を聴取いたしました後、前後五回にわたり、慎重に審議を重ねたのであります。本日質疑を終了いたしましたので討論に入りましたところ、共産黨を除く各派共同提案によつて、本案に對する修正案が提出されました。まず自由黨甲木委員より、修正案の趣旨弁明が行われました。すなわち修正案は、ユネスコ国内委員会の委員の構成を変更しようとするものでありまして、教育、科学及び文化の普及並びに地域的なユネスコ活動の諸領域を、わが國の事情に合致せしめるとともに、國民全体の代表者たる國會議員並びに學識経験者の参加を増大して、ユネスコ活動の資力の向上をはからうとするものであります。この結果、国内委員会の構成において、國會關係におきましては、衆議院議員のうちから衆議院の指名した四名、参議院議員のうちから参議院の指名した三名と修正されたのであります。 次いで原案並びに修正案に對する討	四九七

昭和二十七年四月三日 衆議院會議第二十九号 地方財政法の一部を改正する法律案

論に移り、自由党副委員長より賛成、非
産党副委員長より反対の意向が表明せ
られました。

かくて討論を終りまして、まず修正
案について採決いたしましたところ、
起立多数をもって修正案に賛成され
たのであります。次いで修正部分を除く
原案について採決の結果、これまた修
正部分を除き原案通り可決、よつて本
法案は修正議決することに相なつた大
第でござります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしま
す。本案の委員長の報告は修正であり
ます。本案を委員長の報告の通り決す
るに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ
つて本案は委員長報告の通り決しまし
た。

地方財政法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○議長(岩本信行君) 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、内閣
提出、地方財政法の一部を改正する法
律案を議題とし、この際委員長の報
告を求め、その審議を進められんこと
を求めます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議
に御異議ありませんか。

【異議なしと叫ぶ者あり】

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。

地方財政法の一部を改正する法律案
を議題といたします。委員長の報告を

求めます。地方行政委員長金光澤邦
君。

地方財政法の一部を改正する法律
案

地方財政法の一部を改正する法
律

地方財政法(昭和二十三年法律第
百九号)の一部を次のように改正す
る。

第四條第三項を削り、同條の次に
次の一條を加える。

(罰金的寄附金等の禁止)

第四條の二(国家行政組織法(昭
和二十三年法律第二十号)第八
條の規定に基き設置される機関で
地方に置かれるもの及び同法第九
條に規定する地方支分部局並びに
裁判所法(昭和二十二年法律第五
十九号)第二條に規定する下級裁
判所を含む。)は地方公共団体又は
その住民に対し、地方公共団体は
他の地方公共団体又は住民に対
し、直接であるとか間接であるとか
問はず、寄附金(これに相当する行為を
含む)するとなすことをしてはな
らない。

第九條から第十一條までを次のよ
うに改める。

第九條 地方公共団体がその全額を負担
する経費

第九條 地方公共団体又は地方公共
団体の機関の事務(地方自治法第
百五十三條第二項の規定により都
道府県知事が市町村長に委任した
事務及び同條第三項の規定により
都道府県知事が市町村の職員をし

て補助執行させた事務を除く。)を
行うために要する経費について
は、当該地方公共団体が全額これ
を負担する。但し、次條から第十
條の四までに規定する事務を行う
ために要する経費については、こ
の限りでない。

(国がその全部又は一部を負担す
る法令に基いて実施しなければな
らない事務に要する経費)

第十條 地方公共団体又は地方公共
団体の機関が法令に基いて実施し
なければならぬ事務であつて、
国と地方公共団体相互の利害に関
係がある事務のうち、その円滑な
運営を期するためには、なお、国が
進んで経費を負担する必要がある
左の各号の一に掲げるものについ
ては、国が、その経費の全部又は
一部を負担する。

一 生活保護に要する経費

二 保健所に要する経費

三 結核、法定伝染病、性病、寄
生虫及びびらいの予防に要する経
費

四 予防接種に要する経費

五 精神衛生に要する経費

六 身体障害者の更生援護に要す
る経費

七 妊産婦及び乳幼児の保健指
導、母子手帳、児童相談所、児
童一時保護所に要する経費

八 職業補導所に要する経費

九 職業協同組合、森林組合及び
水産協同組合の指導監督に要す
る経費

十 主要農作物の優良な種子の増
産に要する経費

十一 農業委員会に要する経費

十二 植物防疫に要する経費

十三 農業共済団体の指導監督に
要する経費

十四 協同農業普及事業に要する
経費

十五 家畜保健衛生所に要する経
費

十六 家畜伝染病予防に要する経
費

十七 畜産検定所に要する経費

十八 国有林の森林計画、保安林
の整備その他森林の保護増進に
要する経費

十九 林業改良普及事業に要する
経費

二十 森林病虫害等の防除に要す
る経費

二十一 未利用地人の調査に要す
る経費

二十二 特定地域総合開発計画に
要する経費

二十三 産業教育の振興に要する
経費

(国がその全部又は一部を負担す
る建設事業に要する経費)

第十條の二 地方公共団体又は地方
公共団体の機関が国民経済に適合
するように総合的に樹立された計
画に従つて実施しなければならぬ
土木その他の建設事業に要する
左の各号の一に掲げる経費につい
ては、国が、その経費の全部又は
一部を負担する。

一 道路、河川、砂防、海岸、港
湾等に係る重要な土木施設の新
設及び改良に要する経費

二 林地、林道、漁港等に係る重

要な農林水産業施設の施設及び
改良に要する経費

三 重要な都市計画事業に要する
経費

四 公営住宅の建設に要する経費

五 児童福祉施設その他福祉公同
施設の建設に要する経費

六 下水道の施設に要する経費

七 土地改良及び開拓に要する経
費

八 失業対策事業に要する経費

(国がその一部を負担する災害に
係る事務に要する経費)

第十條の三 地方公共団体又は地方
公共団体の機関が法令で定める災
害に係る事務で、地方税法(昭和
二十五年法律第二百二十六号)又
は地方財政平衡交付金法(昭和二
十五年法律第二百一十一号)によつ
てはその財政需要に適合した財源
を得ることが困難なものをを行うた
めに要する左の各号の一に掲げる
経費については、国が、その経費
の一部を負担する。

一 災害救助事業に要する経費

二 道路、河川、砂防、海岸、港
湾等に係る土木施設の災害復旧
事業に要する経費

三 林地荒廃防止施設、林道、漁
港等に係る農林水産業施設の災
害復旧事業に要する経費

四 都市計画事業による施設の災
害復旧に要する経費

五 公営住宅の災害復旧に要する
経費

六 学校の災害復旧に要する経費

七 社会福祉施設及び保健衛生施
設の災害復旧に要する経費

八 下水道の災害復旧に要する経費
九 土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費
(地方公共団体が負担する義務を負わない経費)
第十條の四 もつばら園の利害に關係のある事務を行うために要する左の各号の一に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わな
一 国会議会の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費
二 国がもつばらその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費
三 外国人登録に要する経費
四 検疫に要する経費
五 医薬品の検定に要する経費
六 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険、失業保険及び船員保険に要する経費
七 自作農の創設維持その他土地の農業上の利用關係の調整に要する経費
八 漁業關係の調整に要する経費
(国と地方公共団体とが経費を負担すべき割合等の規定)
第十一條 第十條から第十條の三までに規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。
(地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入)
第十二條の二、第十條から第十條の

三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方財政平衡交付金法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。但し、第十條の二、第四号及び第十條の三第五号に掲げる経費については、この限りでない。
第十二條第二項第三号を同項第五号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。
三 警察予備隊に要する経費
四 海上保安庁に要する経費
第十四條及び第十五條を次のように改める。
第十四條及び第十五條 削除
第十七條の見出しを(国の負担金の支出)に改め、同條第一項中「第十條第二項又は第十一條第一項」を「第十條から第十條の四までに規定により国が負担する金額及び第十四條第一項の規定により国が負担する金額」に第十條から第十條の四までの規定により国が負担する金額に改め、同條第二項を削る。
第十七條の二 第一項を同條第二項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第三項として次の一項を加える。
因が第十條の二及び第十條の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金

額(以下「地方公共団体の負担金」という。)を国に対して支出するものとする。
第二十六條の見出しを(地方財政平衡交付金の減額)に改め、同條第一項中「配付税」を「地方財政平衡交付金の額」に改める。
第三十四條を次のように改める。
第三十四條 地方公共団体又は地方公共団体の機關が行う事務に要する左の各号の一に掲げる経費については、第九條の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。
一 義務教育年限の延長に伴う施設の建設費
二 学校の震災復旧に要する経費
三 引揚者の援護に要する経費
四 前項に規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。
第三十五條中「第十條及び第十一條の規定」を「第十條から第十條の四までの規定」に改める。
第三十七條を次のように改める。
第三十七條 削除
附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 この法律施行の際、改正後の地方財政法第十條から第十條の三までの規定及び第三十四條第一項に規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合並びに改正後の地方財政法第十七條の二第一項の規定に該當する場合において地方公共団体が負担すべき割合で法律又は政令で定めら

れていないものについては、昭和二十八年三月三十一日までの間は、なお、従前の例による。
三 改正後の地方財政法第十條の四第七号及び第八号に掲げる経費のうち政令で定めるものについては、当分の間、同條の規定にかかわらず、地方公共団体の負担とする。改正後の地方財政法第十一條の二の規定は、この場合について準用する。
四 地方財政平衡交付金法の一部を次のように改正する。
第七條第三号イを次のように改める。
イ 国庫負担金(地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第十條から第十條の三までの規定に基いて国が負担するものをいう。以下「国庫負担金」という。以下「地方負担金」という。以下「地方負担金及び国庫負担金に基く経費の総額」という。
附則第十四項を削る。
地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)
(金光義邦君等増)

○金光義邦君 たいだいた議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案に関する地方行政委員会における審議の経過並びに結果について、その概要を御報告申し上げます。
まず本案の内容について申し上げます。地方公共団体は、地方財政法は、地方公共団体の財政の運営や、国の財政と地方財政との關係等に関する基本原則を定めたものでありますが、政府におきまして、この地方行政の責任の歸属を明確にするともに、その自主的な運営を確保するために所望の改正をいたそうとするのであります。
本案の改正の第一点は、国費、地方費の負担区分の基準に関するものであります。地方公共団体またはその機關が行う事務に要する経費については、その事務が国と地方公共団体のいずれの利害に關係するかによつて、その負担者あるいはその負担割合が定められていた従来の基準を改め、かかる事務に要する経費は、その事務の及ぼす利害のいかんにかかわらず、原則として全部地方公共団体の負担とすることとしたのであります。これは、地方財政平衡交付金法の施行により、このような経費はでき得る限り地方税をもつて充足することとし、爾余の調整は、平衡交付金の機能にまづべき本制度の趣旨に即應するものであります。しかしながら、この原則に對しては、その事務の性格や、地方財政の現状にかんがみ、本法案は次の三種の例外を設定いたしております。
その第一は、結核予防に要する経費や、生活保護に要する経費等のこと、実施後日なお残る、その四割の運営を国が負担する。国がその全部または一部を負担する法令に基いて実施しなければならないこと、現行のいづゆる公共事業費や失業対策費等のこと、国民経済に適合するように、総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならないために、国がその全部または一部を負担する建設事業に要する経費、その第三は、災害救助事業に要する経費や、土木災害復旧に要する経費等のこ

昭和二十七年四月三日 衆議院會議第二十九号 地方財政法の一部を改正する法律案

とく、地方税法または地方財政平衡交付金法の適用によつては、その財政需要には適合した財源を得ることが困難なために、国がその一部を負担する義務にかゝる事務に要する経費、その第四は、国会議員の選挙に要する経費や、外国人登録に要する経費等のこと、本法に例示され、もつぱら国の利害に關係のある事務を行うためのもので、地方公共団体がまつた負担の義務を負わねばならない経費となつております。しかして、以上四種の例外のうち、第一から第三までに該当する経費の種類、算定基準、国と地方公共団体が負担すべき割合は法律または政令で定めるとともに、地方公共団体の負担すべき分は、地方財政平衡交付金法の定めるところによつて、地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に用いる財政需要額に算入することになつております。

次に改正の第二点は、強制的割当交付金の禁止に関するものであります。すでに現行法におきまして、地方公共団体は、住民に対し、宿附金を割当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない旨を規定しておりますが、国の出先機関から、地方公共団体もしくは住民に対し、または国もしくは地方公共団体の外郭団体を通過して、地方公共団体もしくは住民に対し、寄付金等を強制的に割当てて徴収する例が少なくない現状にかんがみ、これらの道も禁止する趣旨において、規定の整備をなかつたものであります。

本法案は、三月二十六日、本委員会に付託せられ、同二十九日、岡野田務大臣から提案理由の説明を聞き、慎重審議いたしました。その論議の中心は、これに要するに、地方財政法は地方財政に関する基礎法にとどまり、今回の改正は一定の要であるとしても、よく法の所屬する目的を達するために、ひとり本案の改正のみにとどまらず、地方税法の改正、地方財政平衡交付金法の改正、地方財政平衡交付金の問題等、広く地方財政に関連する基本的な諸問題の全面的解決をはからねばならないということであり、また本法が地方財政の円滑を期する目的をもつて規定した事項であつても、單に法律に規定せられるだけでは実効を収めがたく、この点について、たとえば義務教育費、住民登録の事務に要する経費、あるいは警察予備隊員募集の事務に要する経費等について、地方財政に不当の圧迫を加へ、地方当局に不利しない迷惑を及ぼすようなことはいか、また警察、消防及び学校教育関係の地方における寄付金は、現在相当多額に上つてゐるが、その多くの部分は、当然公費をもつて支弁すべき経費の財源に充當せられてゐるが、これらの経費は、性質上、当然財政需要として地方財政計画の中予算に附せらるべきではないか、今回の改正法の嚴格な履行によつて、赤字状態の地方財政はさらに困難の度を増すものではなからうか等の質疑がなされたのであります。政府当局はこれに対し、税法については、事務再配分と関連して、近き将来に根本的改正をなす方針であり、起債についても、借金部資金のほかに、時期を待つて公費公債によるなど、その他地方財源の充実に實現を考慮して、地方の負担にすぎない経費について、事実上地方に負担の転嫁を増加を招来して、地方財政を圧迫することのないよう十分留意すること、さらに強制的に徴収する寄付金の禁止については、本法の規定が罰則を伴わないものであるといへ、関係官民の認識の向上と相まつて、漸次その履行と適切な運用を期したい旨の答弁があつたのであります。

かくて、四月三日質疑を終了、ただちに討論に入り、河原委員は、自由党を代表して賛成を表明され、改進黨の床次委員は、本案の趣旨には賛成であるが、政府は地方財源の確保のために、さらに格段の努力をなすべきことを要し、つづつ賛成の意を表明された。また、立花委員は日本共産党を代表して反対の意見を述べられた。採決の結果、本案は賛成多数をもつて可決せられた次第であります。

午後五時十分休憩
午後五時十六分開議
○副議長(若本信行君) 休憩前に引続き會議を開きます。
(立花俊男君登壇)
○立花俊男君 私は、日本共産党を代表いたしました。ただいま上程されております地方財政法の改正案について、法律案に反対の討論を行なうとすることをいたします。
日本憲法を無視したじやうして、日本國民に押しつけられ、また行政協定による協定に明らかなく、日本全土にわたつてアメリカの軍事基地をつくり、全日本國民に戦争の犠牲を強要せんとしているものであります。従つて、日本全土にわたつて、地方自治体とその住民に押しつけ、従来の地方自治の行き方は全然別だ、まつた中央集権的、ファシシ的な行政が行われようとしており、財政の面におきまして、再軍備費が地方に押しつけられようとしておることは明白であります。その意味におきまして、今回の第十三回会合は、地方自治にまつた、まさに画期的な、地方の行政、財政、税制の全分野にわたつて、重大な根本的変革が行われようとしておるのであります。すなわち、地方行政の改正、地方税法の改正、地方財政平衡交付金法の改正、地方公共企業法、あるいは地方公務員法の改正等々、一連の法案が審議されておる。かくこれらの相關する各法案を一貫して貫いておられますものは、前に述べたところの戦争のための行政及び財政のしめさせ、地方自治体に対し、あるいは地方住民に押しつけられようとするものであります。

ただいま上程されておるこの、この地方財政法の改正法案も、これらの戦争準備法案の一つであることは疑う余地がないのであります。すなわち、この改正案の根本のねらいは、その第九條におきまして、地方の機關の事務に要する費用は地方がすべてこれを負担することと嚴格に規定してゐる点であります。これによつて、今後内外反動勢力が地方自治体に押しつけること、この一切の行政の費用をすべて地方の責任において負担せしめようとするのであります。現在でも、地方の行います事務は、そのうち七〇％が中央より地方に委任した事務であります。今後、行政協定の線によりまして、再軍備の事務が増大することは必至であります。たとえば、徴兵、徴用の事務、あるいは防衛、防衛関係の事務、あるいは軍事物資調達関係の事務等々の事務が急激に増大することは、もはや必至であります。それらの事務の費用の一部特定のものを除きましては、全部地方が負担せねばならないことが、この法案で規定されようとしておるのであります。

昭和二十七年四月三日 衆議院會議第二十九号 戦傷病者戦没者遺族等援護法案

元来、地方行政を遂行するために、必要にして、かつ十分なる財源を保障するたためのもが、この平衡交付金であるにかかわらず、過去二箇年の実績に徴して、これはまづ十分と云ふべきであらう。事実、この軍費予算の増徴となつてゐることは、政府みづから認められてゐるところであり、従つて、與えるものは與えないで、いかにも仕事だけは一方的に地方に押しつけておいて、その上、その費用は一切地方の負担であるという規定を、今度の改正法案では決定しようとしてゐるのであります。従つて、これは地方に重大なる経済的負担を転嫁し、地方財政を破綻し、地方住民の税負担を増大せしめる結果になることは疑う余地がないのであります。むしろ、むしろ、膨脹する軍費を地方税に転嫁するため、改正法案であると断言してもはばからぬと思ふのであります。

何となれば、この法案と同時に地方行政委員会が審議されておりましたところの地方税の改正法案によりまして、従来は免税されておりましたところの、六十歳以上の、しかも年收十万円以下の老人に對しまして、今回の地方税法の改正によりまして、来年度からは新しく税金をとりまして、おる点であります。これはまさに非人間的な、まづたぐい殺人的な地方税法の改悪といわなければならぬと存するのであります。かかる結果を具体的に招来いたしますものが、この地方税法の改正法案であります。これを集積いたしました、実に驚くべき、来年度におきますところの地方税の増収は四百十四億を予定しておるのであります。この法案が通過いたしますと、現在で

も地方民の生活を破壊しておきますところの地方税が、一層苛酷な、まづたぐい殺人的な増徴を地方の上に加へることとを申し上げるまでもないと思ふのであります。

これによつて明らかなく、この法案は、行政協賛強行のための仕事を地方に押しつけて、しかもその費用を地方税によつてまかなはしめんとするところの、まづたぐい反動的な、軍事的な法案であります。全国の地方自治体も、またすべての地方住民も、決してかかる無謀なる政策を容認するものではないのであります。全国至るところで、地方税反對、平衡交付金を増額せよという闘争が、全国至るところの自治体あるいは住民によつて開かれつつあることは、自由党の諸君自身、先刻御承知の通りであります。政府は、この情勢に狼狽いたしました。再準備を強行するために、地方制度をファシシヨ的、中央集権的に変革せんとしておるのであります。現在、東京都で大問題となつておりましたところの区長任命制の問題は、その最も典型的な現われであります。しかも、この反動的なやり方は、自由党内にすら重大な反對を惹起し、自由党の中に重大なる混乱と動搖が起つておるのであります。東京都の自由党の人たちが、自由党の本部の前で大会をもちまして、自由党の本部に反對の決議案をつきつけている。これこそ、反動政策、究國政策を強行せんとするところの自由党内に、この強行にあたつて重大な混乱が起つてゐるというところは明白だと思ふのであります。

かくて、外國の言ふまゝになつて戦争政策を強行し、その財政的な、あるいは行政的なしわ寄せを地方に転嫁する吉田内閣の政策は明らかに破綻し、全国民の重大な反對を呼び起してゐるのであります。日本共産党は、この日本の全自治体の、あるいは全国民の正しい地方自治への要求、平和と獨立の要求の線に沿ひまして、この法案に對しましては断固反對するものであります。(拍手)

○副議長(若本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法案
戦傷病者戦没者遺族等援護法案
目次
第一章 總則(第一條―第六條)
第二章 援護
第一節 戦傷病者等に対する援護(第七條―第二十二條)
第二節 戦没者遺族等に対する援護(第二十三條―第三十九條)
第三章 不服の申立(第四十條―第四十二條)
第四章 雜則(第四十三條―第五十一條)
附則
第一章 總則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、年金又は一時金を支給すること等により、軍人軍属であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。
(軍人軍属)
第二條 この法律において「軍人軍属」とは、左に掲げる者をいう。
一 恩給法の特例に關する件(昭和二十一年勅令第六十八号)第一條に規定する軍人及び准軍人並びに内閣總理大臣の定める者以外のもの
二 陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準すべき者(以下「軍人」という。)
三 もとの陸軍又は海軍部内の有給の職員、雇員、よう人、工

員又は職員(死亡した後に、おいて、死亡の際に及してこれらの身分を取得した者を除く。以下「軍属」という。)
四 前項各号に掲げる者は、陸軍及び海軍の廃止後も、未復員の状態にある限り、この法律の適用については、軍人軍属とみなす。
(在職期間)
第三條 この法律において「在職期間」とは、左に掲げる期間をいう。
一 軍人については、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による就職から退職(復員を含む)までの期間
二 軍属については、昭和十六年十二月八日以後、戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日まで、の期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの期間
三 前項第二号に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、法令で定める。
(公務員軍属の範圍)
第四條 軍人が負傷し、又は疾病にかつた場合において、恩給法の規定により当該負傷又は疾病を公務によるものとみなすとき、及び軍人たる特別の事情に關連して不慮の災難により負傷し、又は疾病にかかり、援護審議会において公務

昭和十七年四月三日 衆議院會議第二十号 陸海軍省職者遺族等援護法案

による負傷又は疾病と同視すべきものと規定したときは、この法律の適用については、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

2 軍人軍属が昭和二十年九月二日以後、引き続き海外にあつて復員するまでの間に、自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつたときは、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

(援護の種類)

第五條 この法律による援護は、左の通りとする。

- 一 障害年金の支給
- 二 更生医療の給付
- 三 補装具等の支給
- 四 国立保養所への收容
- 五 遺族年金の支給
- 六 遺族一時金の支給

(裁定)

第六條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利の裁定は、これらの援護を受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行う。

第二章 援護

第一節 職傷病者等に対する援護

(障害年金の支給)
第七條 軍人軍属であつた者が在職期間(もとの陸軍の見習士官又は海軍の候補生若しくは見習尉官については、これらの者がその身分を有していた期間、この箇中以下同じ)内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施

行の際(左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日)、当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ四の特別項症から第六項症に定める程度の不具療疾の状態にある場合において、その復員の日において当該負傷又は疾病がなつていないものについては、その復員の日

一 この法律の施行後復員する者で、その復員の日において当該負傷又は疾病がなつていないものについては、その復員の日

二 この法律の施行後未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)第八條の二の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾病がなつた日又はなおならな

2 軍人軍属であつた者が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合において、この法律の施行後(前項各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日以後)において、当該負傷又は疾病により同項に規定する程度の不具療疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その者にその不具療疾の程度に応じて障害年金を支給する。

3 前二項の場合において、軍属であつた者に対しては、その不具療疾が昭和二十年九月二日前に生じた負傷又は疾病によるものであるときは、当該負傷又は疾病が臨時

災害によるものである場合に限り、障害年金を支給する。

第八條 障害年金の額は、左の表の通りとする。

不具療疾の程度	年金額
特別項症	六六、〇〇〇円
第一項症	五四、〇〇〇円
第二項症	四八、〇〇〇円
第三項症	四二、〇〇〇円
第四項症	三六、〇〇〇円
第五項症	三〇、〇〇〇円
第六項症	二四、〇〇〇円

(期限つき障害年金)

第九條 厚生大臣は、障害年金を受ける権利の裁定を行つたあつて将来、その不具療疾が回復し、又はその程度が低下することがあることを認めるときは、障害年金を受ける権利に五年以内の期限を附することができ

2 前項の期限の到来前六ヶ月前までに不具療疾が回復しない者で、その不具療疾の程度がなお第七條第一項に規定する程度であるものには、引き続き相当の障害年金を支給する。この場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。

(障害年金の額の改定)
第十條 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の不具療疾の程度が増進し、又は低下した場合に

おいては、その程度に応じて当該障害年金の額を改定する。

2 不具療疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基づいて行

3 第一項の規定による障害年金の額の改定は、援護審査会の議決を経て行なわれなければならない。

(障害年金の支給を受けることができない者)
第十一條 左に掲げる者には、障害年金を支給しない。

一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具療疾となつた者

二 第七條第一項に規定する程度の不具療疾の状態になつた日において、日本の国籍を有しない者

給を受ける場合においては、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金の額から、既に受けた傷病賜金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

(障害年金の始期及び終期)
第十三條 障害年金の支給は、第七條第一項の規定により支給するものについては、昭和二十七年四月(同項各号の一に規定する者に支給するものについては、当該各号に掲げる日の属する月の翌月)から、同條第二項の規定により支給するものについては、同項に規定する議決があつた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終

2 第十條第一項の規定により、障害年金の額を改定した場合において、改定された額による障害年金の支給は、同條第三項に規定する議決があつた日の属する月の翌月から始める。

(障害年金を受ける権利の消滅)
第十四條 障害年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁じの刑に処せられたとき。

三 在職期間内における職務に関する犯罪(過失犯を除く)により、禁じ以上の刑に処せられたとき。

四 日本国籍を失つたとき。

五 厚生大臣によつて第七條第一項に規定する程度の不具廢疾の狀態がなくなつたものと認定されたとき。

2 厚生大臣は、前項第五号の認定をするにあつては、提議審査会の議決を経なければならぬ。

(障害年金の支給停止)

第十五條 障害年金を受ける権利を有する者が、三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、この限りでない。

2 前項但書の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、取消の日属する月の翌月から、刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。

3 禁錮以上の刑に処せられた者が、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなる前に障害年金を受ける権利を有するに至つたときは、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者に對しては、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項但書の場合に適用する。

(障害年金を受ける権利の受給)

第十六條 障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき障害年金であつて、その者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に障害年金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の障害年金を請求することができる。

3 前二項の場合において、同職位の相続人が数人あるときは、その一人のした障害年金の請求又はその金額につきしたものとみなし、その一人に對してした障害年金を受ける権利の規定又はその支給は、全員に對してしたものとみなす。

(更生医療の給付)

第十七條 厚生大臣は、軍人軍属であつた者が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の視力障害、聴力障害、肢体不自由又は中枢神経機能障害の状態にあるものが、その職業能力を回復し、その他更生するために再手術等の治療が必要であると認めるときは、その者の申請により、更生医療の給付を行うことができる。

2 更生医療の給付は、左の通りとする。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施療

四 病院への收容

五 看護

六 移送

3 更生医療の給付は、厚生大臣の指定する医療機関(以下「指定医療機関」といふ。)において、行ふものとする。

(診療方針及び診療報酬)

第十八條 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることが適當でないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

(医療費審査)

第十九條 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前條の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行う前項の決定に従ふなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会又は医療に關する審査機関で厚生省令で定めるものの意見をきかなければならない。

(報告の請求及び検査)

第二十條 厚生大臣は、前條第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に對して必要と報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正當な理由がなく、前項の報告の求めに應ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に對する診療報酬の支拂を一時差し止めることができる。

(補装具等の支給)

第二十一條 厚生大臣は、軍人軍属であつた者が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の視力障害、聴力障害、肢体不自由又は中枢神経機能障害の状態にあるものに、必要があると認めるときは、その者の申請により、盲人安全つえ若しくは補装具を支給し、又はこれを修理することができる。

2 厚生大臣は、特別の事由がある場合においては、前項の支給又は修理に代えて、盲人安全つえ又は補装具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

(国立保養所の收容)

第二十二條 厚生大臣は、障害年金を受ける権利を有する者で重度の不具廢疾の状態にあるものを、その者の申請により、国立保養所に收容することができる。

第二節 職没者遺族等に対する援護

(遺族年金の支給)

第二十三條 左に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。

一 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間中に死亡し、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

二 障害年金又は軍人たるによる増加恩給(その支給事由である負傷又は疾病による不具廢疾の程度が第七條第一項に規定する程度であるものに限る)を受け、その権利を有するに至つた後、その権利を失ふことなく、当該障害年金又は増加恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

軍属又は軍属であつた者の遺族に對しては、前項第一号に規定する負傷又は疾病が昭和二十年九月二日前に生じたものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限り、遺族年金を支給する。

(遺族の範圍)

第二十四條 遺族年金を受けるべき遺族の範圍は、死亡した者の死亡の當時における配偶者(婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含み、以下同じ)、子、父、母、孫、祖父及び祖母で、死亡した者の死亡の當時日本の國籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにし

ていたもの(死亡した者の死亡の当時、その者の軍人軍属たることによる勤務がなかつたならば、これらの條件に該当していたものと認められるものを含む。以下同じとする。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、且つ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向つて、その子は、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

(夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母に対する遺族年金の支給条件)

第二十五條 夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母については、遺族年金は、これらの遺族がこの法律の施行の際(死亡した者の死亡の日)が、この法律の施行後であるときは、その死亡の日、それぞれ左の各号に規定する條件に該当する場合及びその後はじめてそれぞれこれらの條件に該当するに至つた場合に支給する。

一 夫については、不具廢疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

二 子については、十八歳未満であつて、配偶者がなく、又は不具廢疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

三 父及び母については、六十歳以上であること、又は不具廢疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

四 孫については、十八歳未満であつて、配偶者がなく、且つ、

その者を扶養することができない直系血族がないこと、又は不具廢疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと。

五 祖父及び祖母については、六十歳以上であつて、その者を扶養することができない直系血族がないこと、又は不具廢疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができない直系血族がないこと。

(遺族年金の額)

第二十六條 遺族年金の額は、配偶者については、一万円、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、一人につき五千円とする。

(遺族年金の額の特別)

第二十七條 前條の規定にかかわらず、第二十三條第二号に掲げる遺族に支給する遺族年金の額は、前條に定める額の十分の六に相当する額とする。

2 前項に規定する遺族に遺族年金を支給する場合において、遺族全員に対して支給すべき遺族年金の総額が二万四千円をこえるときは、各遺族に支給すべき遺族年金の額は、同項の規定にかかわらず、二万四千円を、同項の規定により各遺族に支給すべき遺族年金の額の割合にあん分して得た額とする。

(遺族年金受給権者数入する場合の請求)

第二十八條 同一の支給事由により遺族年金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、これらの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該遺族年金の請求又はその支給の請求を行わなければならない。但し、世帯を異にする等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(遺族年金の支給を受けることができない者)

第二十九條 左に掲げる遺族には、遺族年金を支給しない。

一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二 死亡した者の死亡後、この法律の施行前又は第二十五條各号の二に規定する條件に該当するに至る日前に、第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号までの一に該当した遺族

(遺族年金の始期及び終期)

第三十條 遺族年金の支給は、昭和二十七年四月(死亡した者の死亡の日)がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月(から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

2 前項の規定にかかわらず、遺族が死亡した者の死亡の日の属する月の翌月以後第二十五條各号の一に規定する條件に該当するに至つたことによつて支給する遺族年金については、その支給は、同條各号の一に規定する條件に該当するに至つた日の属する月から開始する。

(遺族年金受給権の消滅)

第三十一條 遺族年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に處せられたとき。

三 日本の国籍を失つたとき。

四 離縁によつて、死亡した者との親族関係が終了したとき。

五 夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、第二十五條各号に規定する條件に該当しなくなつたとき。

六 配偶者については、婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていゝと認められる場合を含む。以下同じ)したとき、又は第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

七 子及び孫については、第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

八 父、母、祖父又は祖母が婚姻したとき。

(併給の禁止)

第三十二條 二以上の遺族年金を受ける権利を有する者には、左の區別により、その一を支給する。

一 額が異なるときは、そのうち最高額のものを、

二 額が同じであるときは、当該遺族年金を受ける権利を有する者が選ぶもの。

(適用規定)

第三十三條 第十五條及び第十六條の規定は、遺族年金の支給に適用する。

(遺族一時金の支給)

第三十四條 昭和十六年十二月八日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後、これにより、死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、遺族一時金を支給する。

2 第二十三條第二項の規定は、前項の場合に適用する。

(遺族の順位)

第三十五條 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前條第一項本文

に規定する順序とする。但し、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

(遺族一時金の額及び記名国債の交付)

第三十七條 遺族一時金の額は、死亡した者一人につき五万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定めるところを除く外、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるものの外、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(遺族一時金の支給を受けることができない者)

第三十八條 左に掲げる遺族には、遺族一時金を支給しない。

一 軍大過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二 死亡した者の死亡の日以後、第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号までの一に該当した遺族

三 禁以上の刑に処せられ、その

の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族(刑の執行終了の旨を受けた遺族をいう。)

(適用規則)

第三十九條 第十六條第三項の規定は、遺族一時金を受けるべき同順位に遺族が数人ある場合において、同條の規定は、遺族一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ遺族一時金の請求又はその支給の請求について適用する。

第三章 不服の申立

第四十條 不服の申立

遺族一時金に關する処分不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面でも厚生大臣に不服の申立をすることができ。

2 前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 厚生大臣は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても、不服の申立を受理することができ。

(裁決)

第四十一條 厚生大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならぬ。

2 前項の規定により厚生大臣が裁決を行うにあつては、援護審査会の意見をきかなければならぬ。

(政令への委任)

第四十二條 前二條に定めるものの外、不服の申立、審査及び裁決の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(年金の支給期月)

第四十三條 障害年金及び遺族年金は、政令で定める期月に、それぞれその前月分までを支給する。但し、前支給期月に支給すべきであった年金又は年金を受ける権利を有する者がその権利を失つた場合におけるその期の年金は、支給期月でない時期においても、支給する。

(受給権調査)

第四十四條 厚生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び不具廃疾の状態に關してその者に必要な書類の提出を命ずることができ。

2 厚生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者について不具廃疾の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができ。

3 厚生大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金又は遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

(時効)

第四十五條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、七年間行われなるときは、時効によつて消滅する。

(遺族又は担保の禁止)

第四十六條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押の禁止)

第四十七條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押えることができない。但し、国税徴収法(明治三十年法律第二十号)又は国税徴収の例による場合においては、この限りでない。

(非課税)

第四十八條 障害年金、第十七條又は第二十一條の規定により支給を受ける金品及び遺族一時金並びに第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利益及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 援護に關する書類には、印紙税を課さない。

(年金の支拂)

第四十九條 障害年金及び遺族年金の支拂に關する事務は、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の支拂に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならぬ。

(権限又は事務の委任)

第五十條 この法律に定める厚生大臣の権限又は権限に關する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事又は身体障害者福祉法(昭和

二十四年法律第二百八十三号)に規定する援護の実施機関が行う。

(省令への委任)

第五十一條 この法律に特別の規定がある場合を除く外、この法律の実施のための手続その他その執行に關して必要な細則は、省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

3 この法律の施行の際、軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けている者については、その不具廃疾の程度に應ずる障害年金を受ける権利につき、厚生大臣の裁定が有効なものとみなす。この法律の施行後に軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けた者についても、同様とする。

4 前項の場合において、当該増加恩給が恩給法第五十條第一項の規定による有期のものであるときは、前項の規定より裁定があつたものとみなされた障害年金については、その期間(その期間の一部がこの法律の施行前に経過したものであるときは、その残期間)につき、第九條第一項の規定による期限が附せられたものとする。

5 軍人たるによる増加恩給を受けることができる者に対する同一の事由による障害年金は、その増加恩給を受ける権利につき裁定があ

る旨を申告された者であるかどうか」に改める。

第六十二條第一項中「勤勞学生であるかどうかの別」と「勤勞学生であるかどうか及び遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるかどうかの別」に改める。

別表第二「月額表中」から334円を減額した金額「3」から334円(これらの減額を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、500円)を減額した金額「2」に改め、同表「月額表中」から78円を減額した金額「3」から78円(これらの減額を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117円)を減額した金額「2」に改め、同表「日額表中」から12円を減額した金額「3」から12円(これらの減額を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17円)を減額した金額「2」に改める。

別表第四中「4,000円を減額した金額」から4,000円(これらの減額を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円)を減額した金額「2」に改める。

職傷病者職没者遺族等援護法案に対する修正案

職傷病者職没者遺族等援護法案の一部を次のように修正する。

第一條中又は死亡に關し、「の下に」に「國家補償の精神に基き、」を加える。

第三條第一項第一号中「期間」の下に「(もとの陸軍の見習士官又はもとの海軍の候補生若しくは見習尉官の身分を有していた期間を含む。)」を加える。

第七條第一項中「(もとの陸軍の見習士官又はもとの海軍の候補生若しくは見習尉官に對しては、これらの者がその身分を有していた期間。この箇中以下同じ。)」を削り、「この法律の施行の際(左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日)」を「昭和二十七年四月一日(左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日)」に改め、同項第一号及び第二号並びに同條第二項中「この法律の施行後」を「昭和二十七年四月一日以後」に改める。

第十一條第三号中「この法律の施行前に」を「昭和二十七年三月三十一日以前」に改め、「から第四号までの一」を削る。

第十四條第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同條第二項中「前項第五号」を「前項第三号」に改める。

第十五條第一項中「三年以下の懲役又は禁錮の刑」を「禁錮以上の刑」に改める。

第十七條第一項及び第二十二條第一項中「視力障害、聴覚障害、言語機能障害」に改める。

第二十五條中「この法律の施行の際(死亡した者の死亡の日が、この法律の施行後であるときは、その死亡の日)」を「昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が、昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日)において」に改める。

第二十七條第二項中「總額が二万四千円」を「總額が死亡した者が死亡の當時受けるべき障害年金の額に、二万四千円を、」を「死亡した者が死亡の當時受けるべき障害年金の額に相當する額を、」に改める。

第二十八條の見出し中「遺族年金受給権者」を「遺族年金を受ける権利を有する者が」に改める。

第二十九條第二号中「死亡後」を「死亡の日以後」に、「この法律の施行前に」を「昭和二十七年三月三十一日以前」に、「第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号まで」を「第三十一條第二号、第三号、第四号から第七号まで」に改める。

第三十條第一項中「この法律の施行後」を「昭和二十七年四月一日以後」に改める。

第三十一條の見出し中「遺族年金受給権者」を「遺族年金を受ける権利」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第三十四條第一項中「遺族には、」の下に「弔慰のため、」を加える。

第三十五條第一項を次のように改める。

遺族一時金を受けるべき遺族の範圍は、死亡した者の死亡の當時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で死亡した者の死亡の當時日本の國籍を有していたものとする。

第三十六條を次のように改める。

(遺族の順位)

第三十六條 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、左に掲げる順序とする。但し、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者(第七号に掲げる者を除く。)

二 子(第八号に掲げる者を除く。)

三 父母(第九号に掲げる者を除く。)

四 孫(第十号に掲げる者を除く。)

五 祖父母(第十一号に掲げる者を除く。)

六 兄弟姉妹(第十二号に掲げる者を除く。)

七 死亡した者の死亡の日以後、昭和二十七年三月三十一日以前に、遺族(前條第一項に規定する者をいう。この條中以下同じ。以外の者と婚姻し(死亡した者と同一氏を稱していた配偶者を除く。又は遺族以外の者の養子となつた配偶者

八 昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日。この條中以下同じ。において、死亡した者の氏と同一氏を稱していない子(遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた子及び婚姻前の氏に復した配偶者の氏を稱する子を除く。又は死亡した者の氏と同じ氏を稱していても、その同じ氏を稱するに至つた事由が、死亡した者と親族關係にあること以外、の事由に基くものである子(遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた子及び婚姻前の氏に復した配偶者の氏を稱する子を除く。)

九 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を稱していない父母(遺族と婚姻した父母を除く。又は死亡した者の氏と同じ氏を稱していても、その同じ氏を稱するに至つた事由が、死亡した者と親族關係にあること以外、の事由に基くものである父母(遺族と婚姻した父母を除く。)

十 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を稱していない孫(遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた孫及び婚姻前の氏に復した子の氏を稱する孫を除く。又は死亡した者の氏と同じ氏を稱していても、その同じ氏を稱するに至つた事由が、死亡した者と親族關係にあること以外、の事由に基くものである孫(遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた孫及び婚姻前の氏に復した子の氏を稱する孫を除く。)

十一 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を稱していない祖父母(遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた祖父母及び婚姻前の氏に復した子の氏を稱する孫を除く。)

昭和二十七年四月三日 衆議院會議第二十号 戦傷病者戦没者遺族等援護法案

姻した祖父母を除く。又は死亡した者の氏と同じ氏を称している。その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と親族関係にあること以外の事由に基くものである祖父母（遺族と婚姻した祖父母を除く。）

十二 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない兄弟姉妹（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた兄弟姉妹を除く。又は死亡した者の氏と同じ氏を称している。その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と親族関係にあること以外の事由に基くものである兄弟姉妹（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた兄弟姉妹を除く。）

第三十八條第二号中「死亡の日以後、」の下に昭和二十七年三月三十一日以前に、「を」を加へ、「第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号までの」を「第三十一條第二号又は第三号」に改め、同條第三号中「以上の刑に処せられ、」の下に昭和二十七年四月一日死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であると認める。その死亡の日において、「を」を加へる。

第四十四條第一項中「不具座疾の状態の下に」その他必要な事項」を加へる。

第四十九條の見出しを（年金及び国債元利金の支拂）に改め、同條第二項の次に次の一項を加へる。

3. 第三十七條に規定する国債の元利金の支拂に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

附則第一項を次のように改める。
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

附則第三項中「この法律の施行の際、昭和二十七年四月一日において、」この法律の施行後、昭和二十七年四月二日以後に改める。

附則第四項中「この法律の施行前、」昭和二十七年三月三十一日以前に改める。

附則第九項を第十三項とし、以下順次四項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の四項を加へる。

第三十七條第二項の規定により発行する国債の昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までの利子については、前拂をする。ことができる。

10 遺族年金を受ける権利を有する者につき、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年二月二十八日まで、の間において、当該年金を受ける権利が消滅する事由が生じた場合においては、第三十條第一項の規定にかかわらず、当該年金の支給の終期は、昭和二十八年三月とする。

11 遺族年金は、昭和二十七年度分に限る。第四十三條の規定にかかわらず、政令で定める期により、政令で定めるところにより、遺族年金の支給を始める月分から昭和二十八年三月分まで（遺族年金の支給を停止する事由が当該年金を支拂う日前に生じたときは、当該事由の生じた日の属する月分までとする。）をまとめて支給することができる。

12 前項の規定により遺族年金を支給した後に遺族年金の支給を停止する事由又は第二十七條第二項の規定により各遺族に支給すべき遺族年金の額に変更を生ずべき事由が生じた場合における返還すべき金額の返還その他に必要必要な事項は、厚生省令で定める。

附則の末尾に第十七項として次の一項を加へる。

17 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十四條及び第六十五條を次のように改める。

第六十四條（国債の買上代金及び元利金の支拂）郵便局において、省令の定めるところにより、加入者のため、国債を買い上げ、又は国債の元利金を支拂つたときは、口座所管庁において、その買上代金又は、元利金の支拂に要した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十五條（取扱料金）前條の規定による拂出に関する郵便振替貯金に関する料金は、左の金額の範囲内において、郵政大臣が定める。

一 国債を買上げた場合 国債の額面金額の千分の二乃至千分の一に相当する金額

二 国債の元利金を支拂つた場合 支拂金額の千分の四に相当する金額

戦傷病者戦没者遺族等援護法案（内閣提出）に関する報告書
（最終号の附録に掲載）

〔大石武一君登壇〕

○大石武一君 だいたい議題となりまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

最前回の愛国心を発露して国に殉じた戦没者の遺族及び戦傷病者等に対しては、戦いの勝敗を問はず、手厚き処遇をいたすのが、国家として当然の責務であります。しかるに、今次大戦の敗戦による、やむを得ざる事情に基きました。この国家当然の責務を今日まで果たし得なかつたことは、日本国民として、まことに遺憾のきわみであります。戦傷病者並びに戦没者遺族等のこころをなやませ、物質的困窮の實情には、真に国民の恥しめ得ぬものがあつた。第一国会以来、これらの人々の援護に関する諸願、陳情は山積している現状であります。

本委員会におきましては、問題の緊要性にかんがみ、さきに第五回会において、遺族援護に関する小委員会を設置して、鋭意これが対策を審議いたしたのであります。その結果として、遺族援護に関する決議が二十四年五月本院を通過し、遺族に対する年金、甲種年金、遺児の育英、生業資金、母子福祉施設、免稅等の諸問題について政府のすみやかなる善処を要請いたしましたのであります。次いで、昭和二十六年三月、第十四回会において、遺族、戦傷病者及び留守家族対策に関する決議が本院を通過いたしました。本問題につき再び政府の措置を要請いたしました。本委員会においては、その後さらに遺家族、傷病軍人の援護に関する小委員会を設置し、爾來、第十二回会末に至るまでに、実に二十余回にわたり、きわめて熱心なる討議、研究を遂げたのであります。その結果得ました成果は、それ／＼戦傷病者の援護に関する要請書、遺族援護に関する要請書として政府に送附いたしましたのであります。

翻つて、戦傷病者、戦没者遺族等に対する国家の処遇の現状を見ますと、終戦まで支給せられておりました増加恩給、傷病年金、扶助料等は、昭和二十年に充てられた通令国庫最高司令官の指令たる恩給並びに扶助の支給の件に基く二十一年のボツダム勅令第六十八号によりまして、その支給が停止せられ、わずかに戦傷病者等に対して少額の増加恩給のみが支給されているにすぎないのであります。さらに陸海軍部内の雇用人たる軍医の戦時災害による公務上の負傷または疾病につきましては、内地勤務の者に限り、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により年金が支給されておりますが、戦地勤務の者につきましては、少額の一時金を支給したほか、今に至るまで何ら適当な処遇が與えられておらないのであります。本院

の両面にわたる決議にもかかわらず、
 職傷病者、職没者遺族等に関する特別
 の國家の施策が今日まで講ぜられなかつたことは、實に遺憾と申すほかはございせん。すでに昨年九月平和條約が締結せられ、その効力発生の時期は目下間に迫つておるのであります。この際和立の機会に際しまして、これらの職没者遺族、職傷病者等に対して、國家補償の觀念に立脚して授養の措置を講ずることは、平和國家建設の途上にあるわが國として最も喫緊の要務と申さればならぬのであります。今回政府が本法案を提出した理由も、またこれにはかならぬのであります。

次に、本法案の概要について申し上げます。まず対象でありますが、その一は、昭和二十一年勅令第六十八号により恩給権を停止または制限された旧軍人等及びその遺族であり、その二は、職地勤務の有給の職託員、雇員、用人、工員または役員たる軍属及びその遺族であります。後者は、内地勤務者との間に存する処遇の不均衡を是正しようとの目的によるものであります。次に、授養の内容について申し上げます。まず、職傷病者等に対しては、最高六万六千円から最低二万四千円までの障害年金を支給し、さらに一定の症状の者に対して、その職業能力を回復させ、その更生をはかるために、更生医療の給付を行い、また補具を支給し、加えて重度の身体障害について、国立保養所を設置し、これに收容する方途を講じ、その授養の万全を期しようとしているのであります。また遺族に對しましては、遺族年金及び遺族一時金を支給するのであります。不具廢疾の夫、十八歳未満または不具廢疾の子、六十歳以上または不具廢疾の父母、扶養する直系血族のない十八歳未満または不具廢疾の孫、扶養する直系血族のない六十歳以上または不具廢疾の祖父、祖母の範圍の遺族に對し、配偶者については一万円、その他遺族については一人につき五千円の年金を支給し、その生活の授養の一助といたしておるのであります。また昭和十六年十二月八日以後職没した者の遺族に對しましては、遺族一時金として、妻、不具廢疾の夫、十八歳未満または不具廢疾の子、父母、扶養する直系血族のない十八歳未満または不具廢疾の孫、祖父父母の範圍及び順位により、遺族に對し、職没者一人につき五万円の記名國債を交付することとしたておるのであります。これら各措置の施行に要する経費は、全部國庫負担でありまして、障害年金の所要経費約十八億圓、遺族年金の所要経費約百五十六億圓、遺族一時金として交付される公債利子の所要経費約五十三億圓、更生医療等に要する経費約七億圓、その他事務費として約三億圓、計約二百三十七億圓を計上いたしております。

以上が本法案の概要であります。本法案に定められている以外にも、さらに授養措置として、遺族子弟の育英の充実、職没者の合同慰霊祭に要する経費の補助、身体障害者の雇用あつせん等を行うこととして、これがため約二億圓の予算が計上されておるのであります。本法案は、三月十二日、本委員会に付託せられ、十三日、厚生大臣より提案理由の説明を聴取、十八日より連日委員会、職争犠牲者補償に関する小委員会並びに海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員会との連合審査会等を開いて、きわめて熱心なる審議を行つたのであります。その詳細は會議録について御承知願いたいと存じます。

なお、本法案の重要性にかんがみ、広く一般の世論を聴取するため、三月二十五、二十六の両日にわたり公聴会を開き、早稻田大学教授末高信氏外十六名の公聴人から、広い角度よりの意見を聴取して、慎重審議を重ねたのであります。かくて、本月二日質疑を終了したのであります。本日の委員会において、自由党より修正案が提出され、高橋委員より同案の趣旨の説明があり、その要旨は、第一、補償のための授養という文字を入れること、第二、遺族一時金については、弔慰のため遺族一時金を支拂うという文字にか

えること、兄弟姉妹にも支拂うこと、子及び孫に年齢制限を付せぬこと、夫に不具廢疾等の條件を付せぬこと、第三、遺族年金は昭和二十七年までに限り全額を一時に支拂うこと、第四、障害年金及び遺族年金について、三年以上の療養後に起せられた場合を恩給権の消滅條件としておるのを停止條件とすること、第五、障害年金受給者が死亡した場合の遺族年金の限度を二万四千圓としておるのを、生前受けていた額の範圍内とすること等でございます。次いで、以上の修正案と原案とを一括して討論に付しましたところ、自由党を代表して丸山委員より、船員、海軍工、学徒等への軍属の範圍の拡大を強く希望いたしました。賛成意見の開陳があり、改進黨を代表して金子委員より、日本社会党を代表して岡田委員より、日本共産党を代表して菊田委員より、日本社会党第二十三控室を代表して青野委員より、農民協同党を代表して幸崎委員よりそれが、反対の意見が述べられたのであります。次いで、討論を終結し、まず修正案の部分について採決に入りましたところ、修正案は多数をもつて可決すべきものと決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決せられた次第であります。次いで、高橋委員より、次の附帯決議を付すべきであるとの動議が提出せられたのであります。これを朗讀いたします。

職傷病者職没者遺族等授養附帯決議案
 職傷病者職没者遺族等の授養法案は暫定的措置である。よつて、政府は速かに恩給法特別制度審議會を開き、職没者遺族、職傷病者等に対する國家補償の制度を急速に確立すべきである。

以上御報告申し上げました。(拍手)
○副議長(若本信行君) 討論の通告があります。順次これ許します。金子與重郎君。

(金子與重郎君登壇)

○金子與重郎君 私は、改進黨を代表いたしまして、ただいま議題になつております戦傷病者戦没者遺族等援護法案に對しまして反対の意を表明するものであります。提案されました本法案には、政府原案に反對するとともに、自由黨の修正案に對しても、これは未だ部分的修正にとどまるものであります。とうてい我が党の容認するところではありませんので、同じく反對するものであります。

私は、もちろん本法律の目的そのものに對して反對するのではないのであります。その内容であります。その内容が、改進黨が年來主張しているものと非常な隔たりを持つておるといふ点から、とうてい賛成し得ないであります。(拍手)

その具体的な内容のうち、二、三の重要な点を申し上げてみますと、まず第一に法律の性格でございます。戦争に参加して、そして傷病者となり、あるいは戦死をした人々は、自分の意思でこれをなしたのではなく、またたいては國家の至上命令として動員されたものであります。従つて國家は、これらの人々に対しては當然補償をすべきであるという見解に立つておるの

であります。この点は、たゞいま申し上げた法案を通じていたしたところの厚生委員會、その賛成されておるところの自由黨の諸君も、これと同じ決議案をこれに付しておるのを見ても明らかであります。そこで、本法の主題は、決議案にするくらいならば、なぜこれを法案に直さないかということでありまして、また今国会において議決された軍人恩給の特例法も、昭和二十八年四月までの期限なのであります。でありますから、これは当然一箇年の臨時措置であり、その間において、政府は特例法の審議會等におきまして根本的な補償法を確立すべきであるといふのが、わが党の意見であります。この点は、遺家族厚生連盟や、あるいは過日開きましたところの厚生委員會における公聴会の公述人も、全部がそういう意見を持つておるのであります。

次は、年金の支給の金額であります。戦傷病者の障害年金の政府案は、特別項症年六万六千円でありまして、以下一項症五万五千円というやうな基準になつておるのでありますが、これにかりに、戦争中、あの当時において陸軍の伍長であつた者を、現行の恩給法の規定を当てはめてみますと、その受給者は、年額、普通恩給、増加恩給、扶養加給二人といたしまして、合計九万円以上の支給を受けるのであります。そこで、次に遺家族の年金問題を考えてみますと、現行の恩給法

で、月一万円の公務員が公務で死亡した場合には幾らになるか。この扶養手当は、本人の分が六万六千円、子供一人に對して四千八百円、こういうやうな多額なものを支給されるのに比べて、この戦争に行つて、赤紙一枚で死んだ人たちの遺家族は、妻に對して一萬元といふことは、あまりに懸隔がはなはだしい。

次に本法案において、船員、学徒、徴用工といふものを除外しておるのであります。船員の場合は、一部、直接軍から給與を受けておる者がだけが入つておられますけれども、あの当時の戦争の状態を考慮するならば、正式の船員であつて、その他の船員であつて、ひとしく船内に入つたのであります。同じやうに戦つたのであります。それに對して差別をつけるという理由は、私は納得できないのであります。

その次に、生活保護法との関連であります。この生活保護法におきまして、現在東京都における戦争未亡人が、かりに一人に對して二人の子供と二人の父母を持つておるといたしますと、この生活保護法によつて支給される金額は六千六百円以上なのであります。この場合に、これが遺族であつて、今度の法律が施行されると、これらの人が受ける金額は月二千五百円なのであります。そういたしますと、これらのものを差引くならば、この最低

の線におつて生活にあていであるところの未亡人たちは、今度の立法によりますところの恩恵というものは、まったく経済的にはないといふことであります。何のためにそういうやうなことをやるかといふことであります。そこで野党は、この問題は収入から除外すべきだといふことを強く要望したのであります。これを強引に通過したものであります。これの修正もいれられなかつたのであります。それが証拠には、政府は、この法律を施行すれば生活保護費が四億三千万円浮いて来るといふことを説明しておるのであります。こんな人をばかにした話は、おそろく私は通らぬと思ふのであります。

以上二、三、その最も重要な点だけを申し上げたのであります。が、厚生委員會は、戦争犠牲者の補償問題について、過去一箇年有余にわたつて、厚生委員會内にこれらの犠牲者補償を、三十数回の會議を重ねて、また、興業、野党一致の立場において熱心に協議が行われまして、その結論を、厚生委員會の決議として政府に申入れしたのであります。以上、私が述べました点につきましても、この決議の中に含まれておるのであります。

従つて、興業の諸君も、たゞいま私が申し述べた矛盾に對しては、電々承知しておることなのであります。しかるに、政府は、当時厚生委員會の決議した案に近い案をもつてこれを

主張した前厚生大臣を、橋本内閣案といふことを言つて、これを要つて、その橋本大臣の首をすげかえて、兼任大臣を持つて参りまして、法案を何ら示さない間に、二百三十七億といふ予算を強引に通過したのであります。そして、このやうな予算案を強引に通過させた後に法律案を提示いたしまして、これを審議するといつてみたところで、この法律は非常に複雑でありまして、また必ず多額の予算が要づけられることはわかり切つておる。しかも、一箇年以上前から、厚生委員會において、これを熱心に取上げるやうに要求しておるにもかかわらず、政府は予算を通して後に案を出すといふことは、まったく審議権を無視しておるといふことが言えるのであります。(拍手)でありますから、われわれがいかに合法的にこれをやろうとしてしまつても、まるでおけの中に入つた動物のやうに、あらゆるところへ首をつつ込んでしまふ。そういうことで、結局は二百三十七億の範囲だからやむを得ない、こういうことで、政府は常に答弁しておるのであります。しかしながら、その二百三十七億といふものを、だれがきめたか。それは法案から出たものでなくして、頭からさう考へて出たといふことなのであります。

最後に一言いふのであります。自由黨の諸君は、そういうやうな、私の今申し上げることに對して、いろいろ

その御意見を持つた方が、私は、こ
ういふことに對し、決して野党なるが
ゆゑに反對せんがために反對して
おるのではない。國の財政に予算が
あることはよく承知しておる。國の
予算に對して、おのずから限度のあ
ることばわかつておる。しかしなが
ら、戦争犠牲者は、まつたく國家の
ために赤紙一枚で動員されておるの
であります。國家存立のために一命
をささげたものであります。これら
の戦死者二百万のうち、はたしてどれ
だけのものが軍國主義者であつたの
だ。みな、かり立てられて行つたの
ではないか。

一方、戦争中に、その軍閥ととも國民
を戦争にかり立てるのに大きな役目
を果たしたのは役人であり、官僚であ
るであります。その官僚たちは、追放
解除者も恩給、扶助料、障害年金の復
活を受けている。そうして、遺族を選
択したでもなく、まつたく國家のため
に動員されて、手を失ひ阿尼を失つ
て、松葉杖にすがつておる人たちが、
あるいは唯一の働く柱を失つて生活
にあておる人たちが、これらに對し
て——一方においては、過去の國家の
法律あるいは約束づけたといつて、戦
後においても支給しておきながら、そ
れらの者に對しては、戦争に負けたん
だからしかたがない、金がないからし
かたがないと言ふ。金がないのなら、
なぜ金のないような方法をとらない
か。戦争犠牲者に對して何とかする
と、いつておきながら、現実の内容がこ
ういふことであるとするならば、そうい
うふうな考へ方は、われ／＼はどう
いふ説きでよいのであります。

政治の要諦は、國民の信頼でありま
す。信頼は、信義を守ることでありま
す。敗戦國として、國費に限りがある
といつても、同じような立場にあ
る人たちに、國家は利しような機会均
等の政策をとることによつてこそ、よ
し金額がこの半分であつても、國民は
納得すると思ふのであります。(拍手)
私は決して、いやがらせに厩大な予算
を要求して反對するんじゃないのだ。
なぜこの意味がわからないか。
私は、さういふ意味におきまして、
この法律を今こゝで審議するよりも、
数句にいたしまして、われ／＼はわれ
われの力によつて自主的にこの法律を
正しく審議する時期が来るのでありま
す。それまでこの法案をおきまし
て、しかる後に、まつたく國民のため
に正しい法律をつくることを主張いた
しまして、反對の意見とする次第であ
ります。(拍手)

○副議長(若本健行君) 高橋等君。
〔高橋等君登壇〕
○高橋等君 本日、戦傷病者戦死者遺
族等援護法案が本會議に上程せられま
したことは、まことに感慨無量であ
ります。私は、自由党を代表いたしまし
て、修正案及び修正案を除く政府原案
に對し、希望意見を付して賛成の討論
を試みるのであります。
ポツダム政令六十八号以來、七箇年
の長きにわたつて、戦傷病者の補償
は薄きに失ひ、遺族の過遇は何ら見る
べきものなく、また戦死者に對しまし
て、國家として慰霊の行事をも行つて
おらないのであります。占領下であ
り、ことに西ドイツなどと國際環境を
異にせるのが國の現実といつしまし
て、真にやむを得なかつたとは申しな
がら、犠牲者の方々に對し申訳のない
ところでありまして、われ／＼はその
補償の一日もすみやかならんことに努
力をいたして参つたのであります。が、
遺族、戦傷者の方々は、物価の高騰と
道義の腐敗の中に苦しみながら、しか
も理性のある立場をとつて運動を継続
されて来たのであります。これひとえ
に、各自の名誉を守り、わが國の獨立
を思はれた結果でありまして、この機
會に衷心より敬意を表する次第であ
ります。

國家の命令によつて戦争行為を強制
せられ、ために犠牲をさしおつた方々
に對しましては、國家がこれを補償する
責務を有することは当然と申さねばな
りません。本法第一條は、國家補償の精
神に基き援護をなすことを目的とする
といふことは、提案理由によつても明確
であります。援護も補償の一手段であ
ります。本法の内容を検討いたしますと、
と、援護的要素を多分に包含している
のであります。將來完全なる補償を
実施するまで、本法の目的を定める第
一條の修正にとどめまして、法律の名
稱を援護法といつたのであります。

戦争犠牲者に對しまする國家補償
は、物心両面にわたつてこれを行ふ必
要があることは、申すまでもないこと
であります。物的補償につきまして
は、主として障害年金、遺族年金及び
遺族一時金の支給を本法は規定してお
ります。いづれも、戦争のため最大
の犠牲を拂つた人々に對する補償とし
ましては、金額においても、受取人の
範圍においても満足すべきものではあ
りません。ことに、文官恩給と、これ
らの年金とを比較いたしまするときに
は、思い半ばに過ぎるものがあるので
あります。
申すまでもなく、獨立の年二十七年
度は、多事多難な年であります。複雑
なる國際環境下、獨立と防衛、治安確
保、講和處理と國民生活水準の維持向
上、産業及び貿易の振興に伴ふ國力の
發展等、財政的にも未曾有の多難な年
であります。しかし、いかに財政的に
苦しくとも、七年間捨てて置かれな
かつた遺族、戦傷者の方々に完全な補
償ができないから、いましては、待つて
くれといふことが、どうして皆さん方
言ひ得るではありません。(拍手)與野
党がその立場をかましても、それは
できないはずであります。多難なる財
政下におきまして、八百八十三億円の
公債と、二百三十一億円の予算とを確
保いたしまして、獨立第一の年の補償を
実施せんとするとは、多大の努力を
要したところでありまして、不満足で
はあります。が、またやむを得ないとい
ふのであります。本年度の措置は暫定
的なものであること及び國力の回復に
伴ひまして完全な補償を実施すること
は、政府のしば／＼官明いたしたこ
ろであります。私は、すみやかに恩給
特別制度審議會を開きまして、戦争犠
牲者に對し、文官恩給と均衡のとれた
補償を早急に実施することを強く要請
するものであります。

昭和二十七年四月三日 衆議院會議第二十九号 戦死者遺族等補償法案

すが、これが万全の実行を要するものである。

本法は、船員の大部分、徴用者及び勤労学徒等を補償の対象より除外したてゝありますが、これらの者は、国家総動員法の定めるところによつて徴用あるいは動員せられ、死没した者であります。政府はできる限りすみやかなる機会に適當なる措置を講ずることを強く要請いたします。

戦争犠牲者の補償は、超党派の問題といたしまして、長年月の間、厚生委員会において取扱つております。これを党利党略の具に供しますことは、戦死者を冒瀆し、遺族、戦傷者を侮辱するにほかならないのであります。(拍手)

この種の補償に關しましては、金額は多いほどよく、範圍は広いほどよい。日本人である以上、これに反對する者は、だれもないのであります。しかし、国家の財政には限度があることを、國民も、また犠牲者もよく知つておるのであります。いたずらに大言壯語をなし、甘言媚態を説いては、犠牲者は喜ばないし、國民は厭厭するであります。(拍手)

國家の存在のなにとともに、補償も何もあり得ないのであります。在るの魂が生きてゐるならば、このたびの措置につきまして、わが國の現状においてはやむを得ないものとして理解を與えるであらうことを私は信じて疑わないのであります。(拍手)

私は、討論を終るにあたりまして、在天の靈の安らかなることを祈念いたしますとともに、遺族、戦傷者の方々の健康を祈り、あわせて祖國再建のため勇往邁進せられることを希望いたします。(拍手)

○副議長(若本健行君) 堤ツルヨ君(堤ツルヨ君登壇) 堤ツルヨ君

○堤ツルヨ君 私は、たゞいま上程になりました戦傷者遺族等補償法案に對し、日本社会党を代表して、本法案並びに自由党の修正案を返上、反對するものであります。(拍手)

講和発効を旬月に控えております今日、政府は、まことに評判の悪いこの法案を強行しようとして、より遺族に對して誠意ある補償が完全に行われる法律を今國會に提出するのが常識でありま

よう。以下、當然修正を要すると思はれる数處を指摘いたします。政府の猛省を促したいと存じます。

その第一点は、本法が戦傷者並びに戦死者遺族等補償に關する臨時措置法と、その名称が変更されなければならぬことであり、その性格についても申し上げたいのであります。およそ國家公務に殉じて生命を失つた者や、障害者またはその遺族に對しては、援護にあらずして、國家が補償すべき義務がある。戦死者、戦傷者並びに遺族を援護するといふ精神こそ、まことに時代錯誤であります。またこれら遺族には、國家補償の理念に立脚して生活補

償の具体策が講じられなければならないことを強調いたします。あくまで本年度限りの暫定措置であるべきで、二十八年度は恩給制度をしんしゃくして著しめるべきである。厚生大臣みずから、その不満を指摘しておられるし、また去る三月二十五、六の両日にわたつて行われた公聴会でも、十七万人の公迷人が、一人漏れなく、この点を強く要請しました。援護という名目を濁そうという意思があるやに思受けられますが、そうでないのならば、はつきりとわれ／＼の意見に従つて、遺族の誤解を解くために、名称を変更されるべきと考へます。(拍手)

その第二点は、遺族年金の支給と適用範圍についてであります。一時金の公債五万円、十年還付、利子六分については、もちろん今日の災害手当などと比較してみれば非常に不満足であり、歩を政府に譲つたとしても、年金の支給額、妻一万円、その他五千元は、まことに僅少で、こればかりは、どうしても譲れないのであります。

(拍手) 一体、算定の基準をどこに置かれたか、了解に苦しむものであります。はたせるかな、政府は委員会における答弁までできません。確固たる信念も、算定基準も明示されず、ただひたすら二百三十二億に合致せしめたもので、貧弱はこの上もございません。

値の具体策が講じられなければならないことを強調いたします。あくまで本年度限りの暫定措置であるべきで、二十八年度は恩給制度をしんしゃくして著しめるべきである。厚生大臣みずから、その不満を指摘しておられるし、また去る三月二十五、六の両日にわたつて行われた公聴会でも、十七万人の公迷人が、一人漏れなく、この点を強く要請しました。援護という名目を濁そうという意思があるやに思受けられますが、そうでないのならば、はつきりとわれ／＼の意見に従つて、遺族の誤解を解くために、名称を変更されるべきと考へます。(拍手)

その第二点は、遺族年金の支給と適用範圍についてであります。一時金の公債五万円、十年還付、利子六分については、もちろん今日の災害手当などと比較してみれば非常に不満足であり、歩を政府に譲つたとしても、年金の支給額、妻一万円、その他五千元は、まことに僅少で、こればかりは、どうしても譲れないのであります。

(拍手) 一体、算定の基準をどこに置かれたか、了解に苦しむものであります。はたせるかな、政府は委員会における答弁までできません。確固たる信念も、算定基準も明示されず、ただひたすら二百三十二億に合致せしめたもので、貧弱はこの上もございません。

すが、その数が多ければ多いほど、この矛盾を是正しなければなりません。また昭和十六年十二月八日以降に限り、と線を引いておるのであります。昭和二十七年七月七日の支那事変にさかのぼるべきであります。十九万人の支那事変戦死者には、本法案の一時金と比較すれば、問題にならない手当しか渡してないのでございまして、太平洋戦争による戦死者は、おおよね支那大陸から転送して行つた人々――支那事変から太平洋戦争への当時の移行の扶養は、皆無存在の通りで、当然の年金支給の対象に入れられなければ公平を欠くのでございします。(拍手)

次に、学徒、船員、徴用者に、軍人、軍属と同額の年金支給がなされるべきであります。これら、当時の國家總動員法に基き、みずからの意思によらずして國に強制され、好むと好まざるにかかわらず、犠牲者となつて死に、傷ついた人々を、本法案は除外しております。船員五万五千人、学徒三万一千人、徴用者一万五千人と推定される人々を軍属として扱つても、大して予算の膨張とはなりません。おのおのの血の出るような諸國風情を説いて、政府にあたたい手を要請しておるにもかかわらず、依然として除外され、顧みられないのであります。独立も名実ともに近く、國家再建の希望に燃えて、双肩に重寶をになう若き人材

な。お年金の適用者の範圍について、三つばかり指摘、修正したいのは、一に年齢制限で、子、孫については十八歳未満を限度としておりますが、実情にかんがみ、小学校卒業後引続き就学中の者には、その學業を終るまで支給されるが當然で、有能なる遺族のために、子女の育英を考慮すべきであります。また父母、祖父母については、一初年齢制限をはずすべきで、今ここに、昭和十九年四十五歳で、二十五歳と二十二歳の二人のむすこを戦死させた母親一人の場合を例にとつて考へてみますと、本年この母は五十三歳、その適用を受けないこととなります。五十五歳未満と五十五歳以上とは、その数が相半ばすると政府は答えております

すが、その数が多ければ多いほど、この矛盾を是正しなければなりません。また昭和十六年十二月八日以降に限り、と線を引いておるのであります。昭和二十七年七月七日の支那事変にさかのぼるべきであります。十九万人の支那事変戦死者には、本法案の一時金と比較すれば、問題にならない手当しか渡してないのでございまして、太平洋戦争による戦死者は、おおよね支那大陸から転送して行つた人々――支那事変から太平洋戦争への当時の移行の扶養は、皆無存在の通りで、当然の年金支給の対象に入れられなければ公平を欠くのでございします。(拍手)

次に、学徒、船員、徴用者に、軍人、軍属と同額の年金支給がなされるべきであります。これら、当時の國家總動員法に基き、みずからの意思によらずして國に強制され、好むと好まざるにかかわらず、犠牲者となつて死に、傷ついた人々を、本法案は除外しております。船員五万五千人、学徒三万一千人、徴用者一万五千人と推定される人々を軍属として扱つても、大して予算の膨張とはなりません。おのおのの血の出るような諸國風情を説いて、政府にあたたい手を要請しておるにもかかわらず、依然として除外され、顧みられないのであります。独立も名実ともに近く、國家再建の希望に燃えて、双肩に重寶をになう若き人材

すが、その数が多ければ多いほど、この矛盾を是正しなければなりません。また昭和十六年十二月八日以降に限り、と線を引いておるのであります。昭和二十七年七月七日の支那事変にさかのぼるべきであります。十九万人の支那事変戦死者には、本法案の一時金と比較すれば、問題にならない手当しか渡してないのでございまして、太平洋戦争による戦死者は、おおよね支那大陸から転送して行つた人々――支那事変から太平洋戦争への当時の移行の扶養は、皆無存在の通りで、当然の年金支給の対象に入れられなければ公平を欠くのでございします。(拍手)

次に、学徒、船員、徴用者に、軍人、軍属と同額の年金支給がなされるべきであります。これら、当時の國家總動員法に基き、みずからの意思によらずして國に強制され、好むと好まざるにかかわらず、犠牲者となつて死に、傷ついた人々を、本法案は除外しております。船員五万五千人、学徒三万一千人、徴用者一万五千人と推定される人々を軍属として扱つても、大して予算の膨張とはなりません。おのおのの血の出るような諸國風情を説いて、政府にあたたい手を要請しておるにもかかわらず、依然として除外され、顧みられないのであります。独立も名実ともに近く、國家再建の希望に燃えて、双肩に重寶をになう若き人材

学徒に、かくも冷たく、日本経済の自立を貿易にまつ日本の政府が、海運業者の前途にお先まつ暗なしうちとなし、強制徴用により国家の犠牲となつた人々を捨てるとするならば、愛国心はおろか、生涯への協力も、思想の型も、道義の高揚もとうてい押し得られないところであり、民生安定は根柢からくつがえされざるを得ません。(拍手)吉田内閣が一垂ららない日本共産党の温床は、政府はずから政治の貧困によつてつくられつつあることを認識すべきでございます。

次に第三点、障害年金で、特項症六万六千円を九万四千円に、一項目症五万四千円を六万六千円に、二項目症四万八千円を五万四千円にそれへ増額要求をいたしました。昭和二十六年十月のCPSによる六大都市五人世帯平均額は一万六千余円でございます。一月額三千五百円でございます。特項症は、介添えを常時必要といたしますので、二人分を算定して七千円となり、門外不出、社会と接交のこの人々に、ラジオ聴取、新聞購読料など、最低の文化費を見積つて月七千五百円、年額にして、九万四、以下これに補加したものであります。中絶、貧病、徴用者等も、軍属と同様取扱われるべきはもちろんであります。さらに第四に指摘したいのは、生活保護法との関係でございます。本年四月一日より支給される生活保護法の扶助額は、六大都市五人世帯月額七千

円でございますが、一般生計費水準に比較して四五割、まさに驚くべき低額であるといわなければなりません。この公的扶助を受ける遺族は十萬世帯と推定されるのであります。遺族一時金、年金より生ずる収入を所得とみなされ、差引かれることとなりますれば、猶し少くして、ますます生活は窮乏します。生活保護法適用者には、これが収入を所得とみなさないことを一條挿入すべきであります。

第五点、遺児の育英であります。戦死した人たちが、その前途を案じ、最も心にかけたものは、その子供であろうと思ひます。永久に知ることなき主人の面影をしのび、封建的な家族のうち、おのが生を捨てて、ひたすら働き続ける戦争生亡人の、たつた一つの望みが遺児である。しかも、この子供ゆゑに苦しみでありまして、遺族の保障は、遺児の育英を除外しては考へられぬとさえ申したいのであります。(拍手)遺児の育英が、本法を通して具体的に示されなかつたことは、致命傷だとさえ存じます。義務教育中の児童の教科書支給、給食費の免除はもちろん、高等学校、大学の授業料は國家が負担し、特に遺児育英金庫を設けて、遺児にして英才は、つとめて多く育英資金を受け得る道が講ぜられるべきで、政府の見積る六万八千円、七千六百八十分の育英費では、半数その原典に浴し得ないのであります。

○副議長 若本信行君 堤君に申し上げましたが、申合せの時間が過ぎましたから、簡潔に願ひます。

○横ツルヨ君 障害年金を受ける一項以上の子供も、もちろんこれに準すべきであります。

以上の、野党共同提案による修正は、また／＼さやかなもので、不十分であります。この程度の修正がなされなければ、自由党の修正案では問題になりますまい。しかし、これが修正に要する百二十億前後の費用は、政府にその誠意があれば、すでに六年度剰余金二百億より支出すること可能であります。また、当初にも申し通り、日本政府のフリーな立場において、名実ともに独立のあかつきは、國會の審議權を尊重し、予算に轉られぬ、遺族の要望に沿つたものが当然で得るものであります。すでに十日先にこの自由を與えられる政府が、その日を待たず、ただいたづらに、つたない法案の通過をのみ、なぜ急がんとするの。関係者の袖の陰に隠れて、どうしてもこの案を遺族に押しつけようとする意図が、はつきりわかるのであります。(拍手)

また、防衛予算を意圖する政府が、内政費を最大限に圧縮し、その結果、二百三十一億と、既定予算を、本年二月二十七日議決先行させて、根拠になる本法案を三月十二日に提案し、このわくの中に縛つてしまつた審議の

経過は、民主政治を標榜するもはなだしいのであります。(拍手)これはまた財政法違反でもあります。自由党の、本問題とつづつ相つた熱心な委員も、この政府の國會無視の態度と、遺族の中にはさまつて、ほと／＼お困りなものであります。問題が問題であるだけに、超黨派的な結束と協調のもと、過去三箇年、数十回近くも検討を進めて参りました國會のわれ／＼を踏みにじつた政府の態度は、國民一般の鋭い批判を受けないで済みまいとうか。

委員会における政府の答弁は、さうにいたしたいとは存じますが、何分予算の都合で、の連発であります。國家公務による戦死傷者への補償は、独立後の第一任務でありまして、これが、かくも冷たく、誠意を欠くのは、おそろしく世界にその例を見ないのであります。ちなみに、イタリヤ、西ドイツにおいては、一昨年十月、總予算の二〇・七％を投入して、至れり盡せりの手が打たれております。ドイツでは、肢体不自由者につけられた補導犬の飼育料が、日本金にして月額二百円支給されておりますのと比較してみても、いかに日本政府の思いやりがなにかがわかれず。一たび諸外國に足も入れて来られた議員は、必ずや、郷土の郊外の一等地に設けられた、夢のように美しい國立墓地と、最新式を誇る高層建築物の中に、田費で

守られる傷痍軍人の様子を見られたでありません。日曜に、花束を供え、慰問に出かける市民、官民をあげての先遣團の光景を見るとき、まことにおはすかしき限りで、民衆のパロメーターとして、國際的に恥をさらすものであると存じます。

数に物をいわせて、本院を強引に乗り切らんとする政府も、参議院では、こうは参りません。わが党は、衆議院での主張を、そのまま参議院で闘うことを宣言しておきます。

およそ議會政治では、民衆の声をそのまま法律となり、予算とならねばなりません。輿論を無視し、野党の正論を乗り越えて、あえて民意をきけんとする吉田内閣に反省を促し、決して今からでも、おそくはない、さつそく本日よりわれ／＼の主張を盛り込んで法案を練り直し、講和発効直後の近日に、今十三國會に再提出されんことを切に望むものであります。(拍手)

最後に附帯決議が出されましたが、この附帯決議は、國會の実力のないことを國民の前に隠蔽せんがための、一つのセステキアでございます。立法の府にある國會議員みずから、自分の責任をみずから否定するやうな決議案は、まことに、こつつけいきわるものでございまして、自由党の議員自体も痛感なさつておることと存するのであります。(拍手)

昭和二十七年四月三日 衆議院會議録第二十九号 戦傷病者遺族等援護法案

昭和二十七年四月三日 衆議院會議録第二十九号 戦傷病者遺族等援護法案

○副議長(岩本信行君) 討田アサノ君

〔討田アサノ君登壇〕

○討田アサノ君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつてゐる戦傷病者遺族等援護法案に対して、自由党修正案をも含めて反対の意見を表明するものであります。

元来、全国四百万の遺族、十五万の戦傷病者は、終戦後、戦犯に類するものとして、約束された国の補償を何一つ受けることなく、一家の支柱を奪われたまま、外国の占領下において、かつ占領下の自主的な日本政府、特に最も長期にわたり、最も破廉恥に外国政權に屈服した吉田政府のもとにおきまして、日本人としての苦しみの最も深刻な苦しみ、精神的にも、経済的にも苦しんで来た人々であります。(拍手) 今、政府は、いわゆる講和條約発効を期して、歴大な国防費、安全保障費、警察予備隊費等を組んで、公然と再軍備の計画に乗り出すと同時に、七年の間遺族の訴えに對して耳をふさいで来た政府が、にわかには、これらの人々に対して援護政策を進め始めたのであります。この二つの組合せは、決して偶然ではなく、明らかに再軍備のための足固めであり、(拍手) それにもかかわらず、私たちは、これら占領制度と吉田政府の二重の重圧のもとに苦しんで来た戦争犠牲者に対して、国としての責任

を果し、生活を保障することは当然であるという見地から、これらの人々の要求を支持し、その実現を可能ならしめるためには、あらゆる努力と協力を私心なく盡して来たのであります。このわが党の態度につきましては、今日立場を異にするところの自由党の諸君といえども認めなければならぬのであります。(拍手)

しかるに、今同政府によつて立案されたこの援護法案は、一日千秋の思いで同法の制定を望んでいた全国数百万の関係者のみならず、心ある国民の間に、ひとしく大きな失望と憤激さそへ呼び起しているものであります。論より証拠、三月二十五日、二十六日の両日にわたつて、各界代表の十七人の公選人が、ほとんど異口同音に、この法案が未熟であり、不十分であり、支離滅裂であり、不合理であることを指摘しているのであります。中でも、青森県の遺族厚生連盟の役員である一未亡人が、これは補償でも援護でもなく、こんな法案は返上したいというのが遺族らの本心であるけれども、また一方、われらにもすがりたいような弱い身の上を思つて、これをいただき、意見を述べるとの発言されたのが、政府及び與黨の諸君は何と聞かれたのであります。これこそ、率直な國民の批判ではありませんか。

遺族が返上したいと叫ぶやうな対策しかできなかったことは何ゆゑであるか。第一に、二百三十七億の援護費なるものは、対象となる戦傷病者、遺族等の当時の実情から今日に至る正確な調査の上に立ち、従来国が行つて来たところの國家補償の趣意や、現行社會保障の諸制度を科学的に検討した上に立つて導き出されたものでなくて、主官大臣や担当政府委員の弁解しておる通り、單に國の財政上の都合によつて、一方的に割当てられたものにすぎないのであります。財政上の都合ということは、言いかえれば、防衛費や、安全保障費や、警察予備隊費や、海上保安隊費や、彈圧費や、そういう再軍備のための予算をつかみとつた、あとの残りがすが、この戦争犠牲者たちへ振り当てられたということにはかならないのであります。この前の戦争で特別大きな犠牲を拂わされた國民に對して國が報いなければならぬはずの予算を、新しい戦争準備の予算が食いつふしてしまつたわけであり、なぜこんなに不当に低い年金額をきめたか、なぜこんなに不当に狭く対象の範圍を限つたのかというこの説明も、これ以外につけようがないのであります。

實例をあげれば、よくわかります。今度の法案では、夫を戦争で失つた妻には年一萬円の年金が出ます。月額にして八百三十三円という金額は、一体どういふ援護のつもりか。またどういふ國としての責任の現われか。また子や父、母などの場合、年五千円の年金、月額にしてわずかに四百十六円といふのは、どこからはじ出したのかといふことは、財政上の都合でという返答しかないものであります。つまり、行政協定によつて再軍備しなければならぬ、民主勢力を弾圧しなければならぬといふ財政上の都合で、こんな無残なありさまになつたのであります。戦争のため同眼失明、両手のない者、両足のない者で、寝たきり、一生付添いの人の看護を受けなければならぬといつた、生ける屍のような人々に對してさえ、年六萬六千円、月額五千五百円にすぎないのであります。普通年金と障害手当を併給される一般官吏の場合に比して著しく低額であることの理由も、七項以下の不具慶疾に對して何ら援護の処置も設けず、五体屈強な者がなお生活に窮して死んでゐるやうな世の中にはおりました、まづたぐい人道なやり方も、これ以外に理由はないのであります。

さらに、援護の対象をなぜ軍人軍属に限つて、戦争犠牲者すべてに拡大しないのか。特に、國家總動員令によつて強制的に徴用され、實質的に軍人軍属とかわりない軍務につき、その公務のために傷つき、死亡した船員、徴用工、動員学徒、女子挺身隊、また広島、長崎の原爆の子らに對しては、一切これを除外してしまつたのはなぜか。政府は、その中のほんの一部の人に當時一時金が出ていることや、船員保障の給付があることをもつて理由としておりますが、これが今回の國家補償の措置とはまづたく別個のものであることは、だれでもわかることであり、あれも、これも、せんじつにれば、財政上の理由、つまり行政協定による再軍備と、民主勢力弾圧のための予算の膨脹が、この気の毒な犠牲者の費用を奪ひ取つてしまつたといふよりほかに、理由は見出せないものであります。

その上、年齢が多過ぎるとか、あるいは少な過ぎるからとかで制限し、また結婚すればだめだとか、當時は日本人として戦争にかり出されても、今法律がかわつて、日本人でなくなつたからいけないとか、同じ日本人でも、戸籍法が適用されればだめだとか、敗戦と植民地化の責任を犠牲者になすりつけ、夫と子を死なせた人は、幾分でも高い夫の方の身のしろ金だけを受取るとか、更生医療は見るとか、内部疾患は見ないとか、はては公務で死んだ人の死亡原因が本人の過失かどうか、死に方の整潔立てまで、恩給法で行く方が安いときには恩給法をひつぱり出し、他の社會保障の方が安上りのときはこれを引用し、あるときは援護といひ、あるときは補償だといひ、少しでも出す金を惜しんで、徹切つて徹切つて買いたくやうな商人根性そのまゝ、実に血も涙もないやり方で、從順に遺族をして返上したいとまで叫ば

しめるに至つたのであります。現に、自由党の前任首相大臣さへ、單に金額だけの問題でなく、根本精神の相違だといつて、職にとまり得なかつたではありませんか。(拍手)

こんな、むづかしい内容を明らかにしては、いかな政府といへども、與党といへども、はずかしくて、予算審議に出せなかつたに違いない。国会の審議権をまつた無視して、内容不明のまま、関係法案を作成しないで、二百三十七億という予算だけをほり出して、しやにむに金額のわくをきめてしまつたのであります。これは二重の罪惡といわなければなりません。

しかも、屈辱的單獨議和を結び、行政協定で、いやおうなしに植民地國家としての義務を負わされた政府とその與党は、この外からの圧力と、憤激した犠牲者國民大衆の強い要求の間に板ばさみとなつて、にうちもさつちも行かなくなり、現に昨日、質問の打切りのまぎれまで與党の足並はそろわず、互いに非を唱らし、あるいは参議院に走り、あるいは野党に交渉するなど、見るにたえない狼狽ぶりを示したのであります。これが、これと考へてみれば、與党が、デマ宣伝や、秘密外交や、国会無視や、憲法蹂躪まであつてして單獨議和や行政協定を結んだ結果であり、自業自得といわざるを得ないのであります。

昭和二十七年四月三日 衆議院會議録第二十九号 議長の報告

は、金額が少な過ぎること、対象の範圍も、國家權力によつてひびり出されたすべての犠牲者に拡大すること、生活保護法と併給すること、遺児の育英に國が責任を持つこと、生業資金を得させること、公債を一時に現金化する方法を講じること等を指摘されたのであります。これはもとより當然の、最低限の処置であります。しかるに、自由党は、修正の前提として、予算の範圍を出ないといふわくをきめて

いるので、その八項目の修正といふのは、本質的に言つて、何らこれらの基本的な要求を満たすものではないのであります。政府は、これを暫定的な処置だといつてごまかしていますが、半年先、一年先において、今日より以上の対策を立て得る何らの証拠も持つていないのであります。むしろ、産業の破壊の狀態、國民の窮乏の深刻化、警察予備隊の大増員などを考えますとき、常識でもつてする見通しは完全に逆なのであります。一年先を待つてもなく、今日八千五百億の膨大な予算で、二百三十七億の援護費しか出せないといふ、ばかげたことは絶対にないのであります。戦争準備と民主勢力弾圧のため、の予算を排して、戦争犠牲者のために國としての十分な処置を講ずべきであります。これは要するに、政府がかつてに結んだ行政協定と再軍備のために押しつぶされた、支離滅裂な残骸で

あつて、このやうなものを通過させるのは、日本人としての恥辱であります。

わが日本共産党は、再軍備に對しあくまで平和をいねがう全國の遊族、戦傷病者並びに國民大衆とともに、このやうな再軍備を前提とした植民地的法案を返上し、即時名実ともに備わる補償の措置を國の責任において即刻作成することを主張し、この法案に反對するものであります。(拍手)

○副議長(若本信行君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○副議長(若本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決定しました。(拍手)

本日はこれにて散會いたします。午後六時三十二分散會

出席國務大臣
文部大臣 天野 貞祐君
労働大臣 吉武 惠市君
厚生大臣 大橋 武夫君
國務大臣 岡野 清澄君

出席政府委員
文部大臣官房長 小林 行雄君
房會計課長 釘本 久春君
外務省副課長

引揚移護庁長官 木村忠二郎君
農林政務次官 野原 正勝君

明説を省略した報告
一、去る三月三十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律
小型船舶底びき網漁業整理特別措置法
日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律
輸出信用保險法の一部を改正する法律

外務公務員法
新法に入学する児童に對する教科用圖書の給與に関する法律
屋外広告物法の一部を改正する法律
連合國軍人等住宅公社法を廃止する法律

租税特別措置法等の一部を改正する法律
資財再評價法の一部を改正する法律
通行税法の一部を改正する法律
災害被害者に對する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律

國庫出納金等端數計算法の一部を改正する法律
經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律
外務省設置法の一部を改正する法律
農林省設置法等の一部を改正する法律

郵便為替法の一部を改正する法律
國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
海外から日本國民の集团的引揚輸送のための航海命令に関する法律
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸省関係諸命令の措置に関する法律

在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律
關稅定率法等の一部を改正する法律
食糧管理特別會計法の一部を改正する法律

農業共済再保險特別會計法の一部を改正する法律
特別調達庁設置法の一部を改正する法律
一、去る三月三十一日内閣から公益事業令第五十七條の規定に基き、次の報告書を受領した。
昭和二十六年水力調査報告書
一、去る一日林義長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
中央更生保護委員 池田 浩三
會事務局長 正宗啓次郎
國稅庁次長 岡 之
法務府特別審判局長 吉橋 敏雄
同 吉橋 敏雄
一、吉田内閣總理大臣から林義長宛、去る一日議長において承認した池田浩三外三名を同日政府委員に任命した旨、及び去る三月二十九日大蔵省主税局調査課長親正之の政府委員を免した通知を受領した。

昭和二十七年四月三日 衆議院會議録第二十九号 議長の報告

一、昨二日議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

大蔵省銀行 大月 高

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、昨二日議長において承認した大月高を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、左記の政府委員は去る三月三十一日転任、退職等のため自然消滅になつた。

記

地方行政調査委員 大野 連治

員會議事務局長 川澄巳知雄

統計委員 玉置 敬三

通商産業省通 玉置 敬三

商機局長 伊平 春成

工業技術庁長官 井上 春成

特許庁長官 肥前 龜三

電気通信省 肥前 龜三

経理局長 肥前 龜三

一、去る三月三十一日内閣委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 江花、柳君(理事江花柳君去る三月二十六日委員

辞任につきその補欠)

理事 鈴木、義男君(理事鈴木義男君去る三月二十六日委員

員辞任につきその補欠)

一、去る三月三十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 福田 清泰君

地方行政委員 今村長太郎君

門脇勝太郎君

龍野喜一郎君

佐伯 宗義君

門脇勝太郎君

今村長太郎君

佐伯 宗義君

門脇勝太郎君

今村長太郎君

佐伯 宗義君

門脇勝太郎君

今村長太郎君

佐伯 宗義君

五一六

一、昨二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

外務委員 戸叶、里子君(理事戸叶里子君去る三月二十七日委員

員辞任につきその補欠)

理事 有田、二郎君(理事有田二

郎君去る三月四日委員辞

任につきその補欠)

理事 北澤、直吉君(理事北澤直

吉君去る三月二十六日委員

員辞任につきその補欠)

一、昨二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 水谷長三郎君

地方行政委員 中山 マサ君

外務委員 池見 茂隆君

大蔵委員 川野、芳滿君

通商産業委員 北村徳太郎君

米蔵委員 上林與市郎君

経済安定委員 荒木萬壽夫君

予算委員 角田 幸吉君

通商産業委員 遠藤 三郎君

尾崎 末吉君

志田 義信君

樺田基太郎君

稲村 順三君

倉谷 秀次君

西村 直己君

岡崎 勝男君

國書館運営委員 木村 榮君

野原、正勝君

増田甲子七君

一、通商産業委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る三月二十九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

電源開発促進法案(水田三喜男君外五十一名提出、衆議院第一六号)

一、意見を聞くこととする問題

電源開発の促進について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求め

昭和三十七年三月二十八日

通商産業委員長 中村 純一

衆議院議長林義治殿

五七

發行所
東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段四三二一五
東京一九〇〇